

平成 24 年度

スプリングレビュー 協議資料

平成 24 年 5 月開催

目次

協議資料

| | | |
|----|--------|----|
| 1 | 危機管理課 | 1 |
| 2 | 企画調整部 | 5 |
| 3 | 市民部 | 11 |
| 4 | 健康福祉部 | 23 |
| 5 | こども家庭部 | 33 |
| 6 | 環境部 | 41 |
| 7 | 産業部 | 47 |
| 8 | 都市整備部 | 53 |
| 9 | 土木部 | 59 |
| 10 | 上下水道部 | 63 |
| 11 | 東区 | 67 |

危機管理課

津波防災地域づくり推進計画の作成について

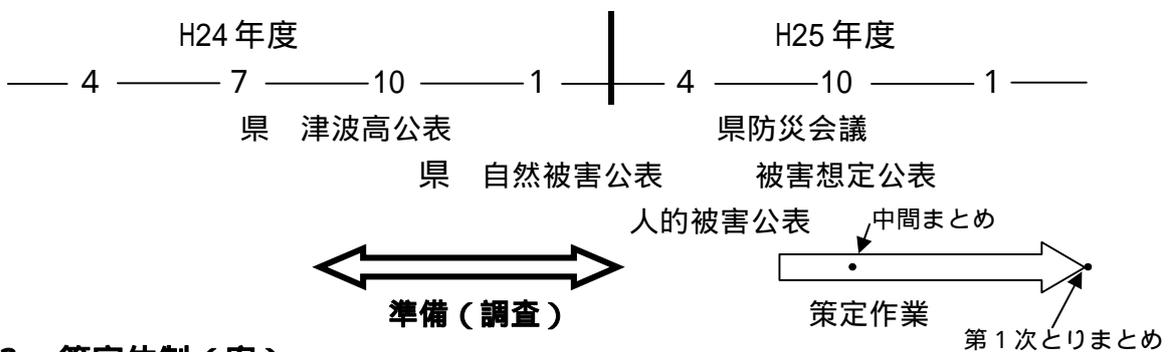
危機管理課

1 目的

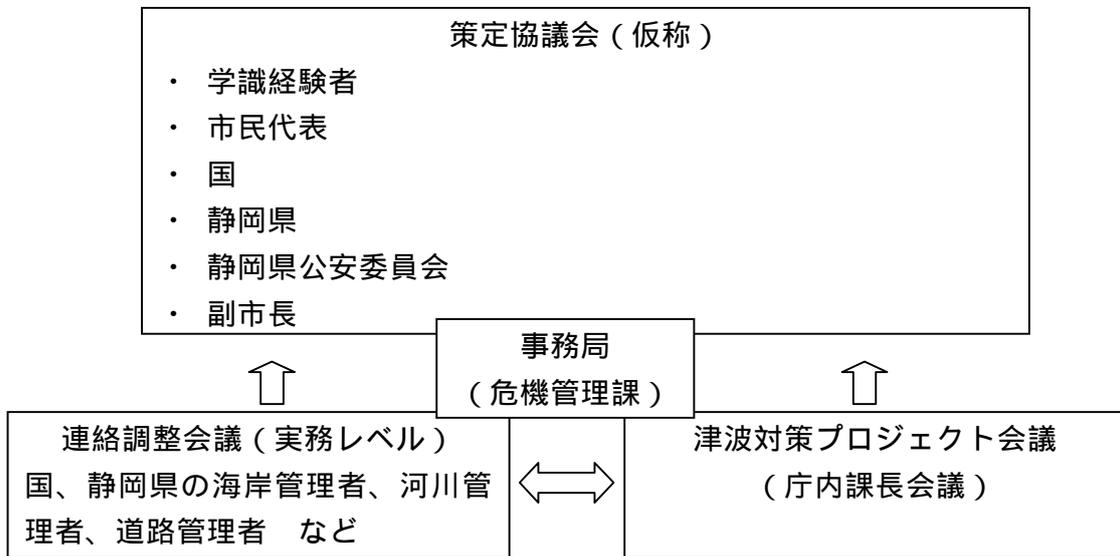
津波防災地域づくりに関する法律に基づき、将来起こりうる津波被害を防止・軽減するために、市の津波対策とまちづくりの具体的姿を総合的に描き、市民と共有する。
 (避難路や避難施設の整備、警戒避難体制の整備や開発行為の制限などのハード・ソフトの施策を組み合わせ、住民にわかりやすく示す)

2 計画策定期間(案)

平成 24 年 9 月～平成 26 年 3 月 (平成 24 年度は準備調査期間)



3 策定体制(案)



4 課題

- ・推進計画のベースとなる県による津波浸水想定公表時期が不明
- ・推進計画に記載する事業に応じて策定協議会のメンバー選定が必要
- ・ハード事業は関係する施設管理者や住民の合意が必要なため調整に時間を要する
- ・ソフト事業が中心となることが想定されるが市民が納得できる計画とすることが必要

| | |
|------|---|
| 優先順位 | 1 |
|------|---|

民間による津波避難施設整備に対する支援制度の構築について

危機管理課

1 目的

民間企業や団体が行う地域住民が避難するための津波避難施設整備に対して助成を行なうことにより、オール浜松体制で津波避難施設の整備を進める。

2 助成対象

対象範囲

浜松市暫定津波対策範囲（安政東海地震浸水域 + 2km）

対象施設

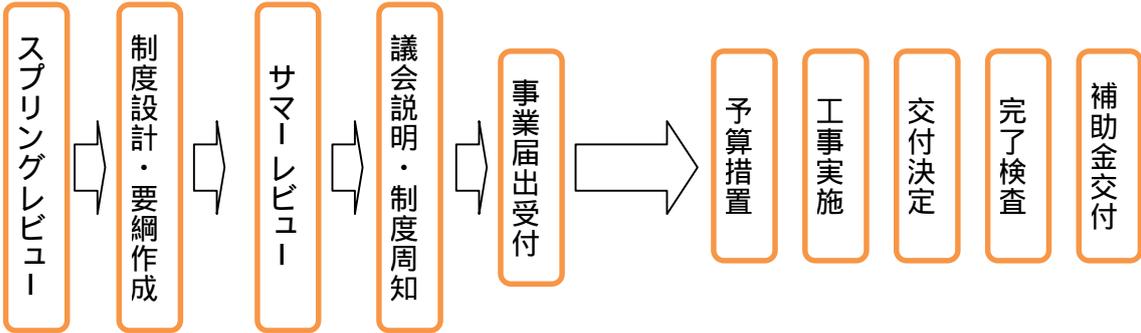
津波避難タワー・マウンド、屋上避難施設 など

対象者

企業、自治会 など

3 スケジュール

| | | | | | |
|---|-----|---|---|------|--------|
| 5 | 6~7 | 8 | 9 | 10~3 | H25年度~ |
|---|-----|---|---|------|--------|



4 課題

- ・ 支援制度の実施時期と周知期間
- ・ 支援制度の期限設定

企画調整部

エンジン 02 オープンカレッジ IN 浜松の開催について

企画調整部企画課

目 的

各分野の第一線で活躍する著名人、文化人と市民との交流を通じて、地域文化の活性化を図るため、平成 25 年 2 月に「エンジン 01 オープンカレッジ IN 浜松」が開催される。

市民を対象とする「講座」や「夜楽」を通しての交流で培った関係を維持すると共に、次代を担う人材育成を目的として、次年度以降の継続開催を計画する。

内 容

- 1 中高生を対象とした「職業観」を題材とする「講義」
- 2 講師及び市民の交流会である「夜楽」

主 催

産官学で構成する実行委員会（行政主導）

経 費

市負担金及び協賛金

会 場

講座...アクトシティ浜松 研修交流センター会議室 又は静岡文化芸術大学
夜楽...市内飲食店

日 程

11 月又は 12 月の 1 日

過去開催地の次年度以降の取り組み

エンジン 01 オープンカレッジは過去に 10 都市で開催されているが、そのうち 4 都市で次年度以降に開催されている。

会津若松市 エンジン 06 まで継続開催（平成 24 年度に 07 を開催予定）

下 関 市 平成 22 年度にエンジン 02 開催（平成 23 年度から独自事業を開催）

高 知 市 エンジン 03 まで継続開催（平成 24 年度に 04 を開催予定）

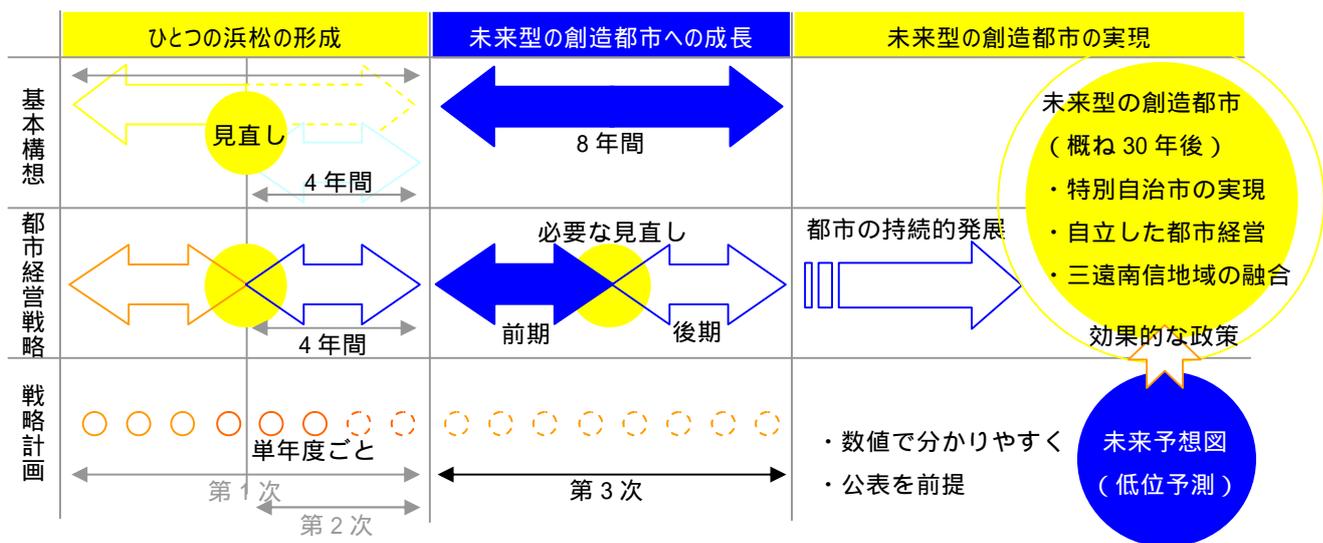
長 岡 市 エンジン 02 を開催予定（平成 24 年 11 月 10 日・11 日を予定）

第3次浜松市総合計画について

企画調整部 企画課

平成24年度から、第3次浜松市総合計画（平成27年度～）の策定に向けた準備期間となる。策定に当たっては、社会保障や施設更新などのコストが増大し、厳しい都市経営となる将来像を数値で分かりやすく表現した「未来予想図」を作成し、これを活用して効果的かつ実現可能な政策について議論する。

《計画期間等について》



《概ね30年後の未来予想図について》

- ・ 人口の減少、少子高齢化などが進行する中で、現状や将来予測など様々なデータを用いて、“何もしなければこう陥る”といった低位予測の「未来予想図」を描く。
- ・ 未来予想図で描いたシナリオを示しながら、総合計画の議論（市民インタビュー／策定委員会）を行う。

データ（案）

- ・ 人口予測（区別／人口ピラミッド／高齢化率／生産年齢人口など）
- ・ 財政予測（市税収入／市債／普通会計歳出割合など）
- ・ 雇用（産業別労働者数／正規雇用／年収分布／貧困率など）
- ・ 経済（市内総生産／農業生産／製造品出荷額等／年間商品販売額など）
- ・ 優先課題（高齢者福祉にかかる費用の予測／公共施設の更新費用の増大予測など）

《策定スケジュールについて》

平成24年度

データの解析／未来予想図の作成

平成25年度

市民インタビューの実施／市民アンケートの解析／策定委員会の開催

平成26年度

策定委員会の開催／基本構想、都市経営戦略を市議会へ提案

基本協定書について（県単独助成事業の取扱い）

企画調整部企画課

【現状と課題】

- ・ 平成 17 年 10 月 28 日付けで静岡県と浜松市との間で締結した権限移譲等に関する基本協定のうち、当初、指定都市移行後 3 年間の経過措置を設けていた「3 県単独助成事業」の取扱いに関し、平成 22 年度から 3 年間延長させるとともに、平成 25 年度以降の取扱いについては再度協議する旨の覚書を取り交わしている。
- ・ 平成 24 年度末、県助成事業の期限を迎えることから、当該措置の取扱いについて調整する必要がある。
- ・ 当該措置の取扱いについては、所管課が多岐に亘るとともに平成 25 年度以降における歳入並びに財源措置に影響を及ぼす。

[平成 22 年 3 月 30 日付けで締結した覚書の内容]

| 事業名 | 経過措置 |
|---------------|--|
| 母子家庭等医療費助成 | 平成 22 年度から 3 年間、県の補助率を 3 分の 1 として継続する。ただし、こども医療費助成のうち 1 歳以上の未就学児が通院する場合の医療費に係る補助率にあっては 4 分の 1 とし、小学 1 年から中学 3 年までの子どもが入院する場合の医療費に係る補助率にあっては 6 分の 1 とする。 なお、平成 25 年度以降の取扱いについては再度協議する。 |
| 重度障害者（児）医療費助成 | |
| こども医療費助成 | |

| 事業名 | 経過措置 |
|------------------|---|
| 静岡県バス路線維持費助成 | 平成 22 年度から 3 年間継続する。 ただし、静岡県バス路線維持費助成については、制度存続期間までとする。 なお、平成 25 年度以降の取扱いについては再度協議する。 |
| 中山間地域林業整備事業費助成 | |
| 県単自治山事業費 | |
| 県単林道事業費 | |
| 県単農業農村整備事業費助成 | |
| 中山間地域農業振興整備事業費助成 | |
| 中山間地域農業基盤整備事業費助成 | |

【課題解決に向けた今後の方向性】

- ・ 再延長を含め、当該措置の取扱いについて覚書を見直す。

市民部

斎場の再編及び整備の方針について

市民部市民生活課

平成 23 年度スプリングレビューの要旨

稼働率を上げることが検討されるとともに、斎場の拡張や統廃合を進めるため、庁内検討委員会を開催する。

- ・ 浜松斎場の稼働率を上げることの取組について

平成 22 年度までは、1 日最大 22 体の火葬を行っていたが、平成 23 年度に、火葬炉耐火物・排気設備（1 系統目）改善工事を実施したことにより、1 日最大 24 体の火葬を行えるようになった。平成 24 年度は、火葬炉耐火物・排気設備（2 系統目）改善工事を実施し、1 日 26 体の火葬を行う体制を目指す。

なお、25 年度以降は、火葬炉の大型化改修、拾骨室の増設を行い、1 日 28 体を目指す。

- ・ 斎場の拡張や統廃合を進めるための庁内検討委員会の内容について

庁内検討委員会を開催し、各斎場の整備について、具体的な検討をする。

主な内容

[斎場再編・整備方針]

原則として、現有施設は、耐用可能な限り使用することとし、浜北斎場などの整備拡張について検討を進める。

[施設運営について]

斎場施設稼働率の平準化を図る。（葬祭業者へ浜松斎場から浜北斎場、雄踏斎場への利用を引き続き要請する。）

火葬料金の見直し（受益者負担の考え方から、死亡者が死亡時に浜松市民であった場合の火葬料の有料化について検討する必要がある。）

指定管理者制度の導入（24 年度から、稼働率の高い浜松・浜北・雄踏斎場に導入した。その他の斎場についても、導入後の状況を見極めながら検討する。）

<スプリングレビュー資料>

市内7斎場施設の概要

| 区 分 | 浜松斎場 | 浜北斎場 | 雄踏斎場 | 三ヶ日斎場 | 天竜斎場 | 春野斎場 | 佐久間・水窪斎場 | |
|---------------------------|---|----------------------|------------------|----------------|----------------------------------|------------------------------|----------------|---------|
| 供用開始日 | S47.12.1 | H18.4.1 | H7.4.1 | S62.3.1 | S49.5.7 | S47.4.1 | S60.4.17 | |
| 経過年数 | 39年 | 6年 | 17年 | 25年 | 38年 | 40年 | 27年 | |
| 火葬炉数 | 普通炉 | 12基(190) | - | - | 2基(190) | - | - | 1基(186) |
| | 大型炉 | 2基(200) | 4基(210) | 3基(200) | - | 1基(230) 2基(200) | 2基(220) | 1基(200) |
| | ペット | 2基 | 1基 | 1基 | 1基 | - | - | - |
| 拾骨室 | 2室 | 1室 | 1室 | - | - | - | 1室 | |
| 運営の1日最大火葬数 | 24体 | 6体 | 5体 | 4体 | 4体 | 3体 | 2体 | |
| 年間火葬数 H23年度 (H22年度) | 5,044体 (5003体) | 997体 (896体) | 848体 (788体) | 199体 (213体) | 403体 (378体) | 96体 (92体) | 171体 (157体) | |
| 火葬数/日 H23年度 (H22年度) | 16.6体 (16.4体) | 3.3体 (2.9体) | 2.8体 (2.6体) | 0.7体 (0.7体) | 1.3体 (1.2体) | 0.3体 (0.3体) | 0.6体 (0.5体) | |
| 式場等 | 洋室1 | | 洋1・和1 (待合兼用) | | | | | |
| 建物構造 | 火葬棟：鉄筋コンクリート平屋建 斎場棟：鉄筋コンクリート地下1階地上3階 | 鉄筋コンクリート平屋建（一部鉄骨2階建） | 鉄筋コンクリート地下1階地上2階 | 鉄筋コンクリート平屋建 | 鉄筋コンクリート平屋建 (トイレ、第1待合室は木造平屋建) | 火葬場：鉄筋コンクリート平屋建 待合室：木造平屋建 | 鉄筋コンクリート平屋建 | |
| 駐車場 | バス6台 自家用車27台 | バス4台 自家用車50台 | バス2台 自家用車32台 | 自家用車6台 | バス2台 自家用車15台 | 自家用車20台 | 自家用車19台 | |
| 火葬業務 | 指定管理 | 指定管理 | 指定管理 | 委託 | 委託 | 委託 | 委託 | |
| 敷地 (㎡) | 7,941 | 14,094 | 2,742 | 1,193 | 1,742 | 1,375 | 920 | |

火葬炉の()は棺の大きさ(単位cm)可能なもの。普通炉はそれ以下のもの。

はままつ夢基金の今後のあり方について

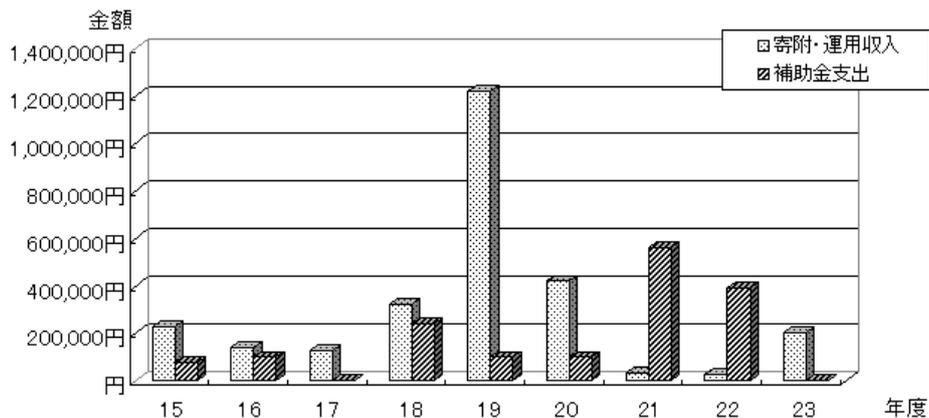
市民部市民協働・地域政策課

1 現状

浜松市市民協働推進条例（平成 15 年 4 月施行）により、市民、市民活動団体及び事業者が市民協働の核となる市民活動を育て、互いに支え合う地域社会を目指すため、市民協働推進基金（愛称：はままつ夢基金）を設置。基金への寄附金を財源として市民活動団体への助成を行う。

平成 24 年 3 月末現在基金の残高 : 1,159,148 円
 平成 23 年度中受入寄附金 : 4 件 200,630 円
 平成 23 年度の補助金申請件数 : 0 件

（寄附・運用収入と補助金の比較）



市民公益税制の改正

- ・個人が特定の NPO 法人等へ助成することを希望して都道府県又は市町村に寄附をした場合も、ふるさと寄附金に該当することが明確化された。（平成 22 年 12 月 17 日付総務省自治税務局市町村税課長通知）
- ・平成 23 年 6 月に認定 NPO 法人等に対する寄附金に係る特別控除が創設され、寄附金控除額の拡充が図られた。
- ・認定 NPO 法人の認定要件の緩和や仮認定 NPO 法人制度の導入も図られ、平成 24 年 4 月 1 日からは、認定事務の地方移管が行われた。（浜松市も所轄庁として認定事務を実施。）
- ・地方税について、一般の NPO 法人に対する寄附金であっても、都道府県又は市町村が条例で指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようになった。（現在浜松市での条例指定はなし。）

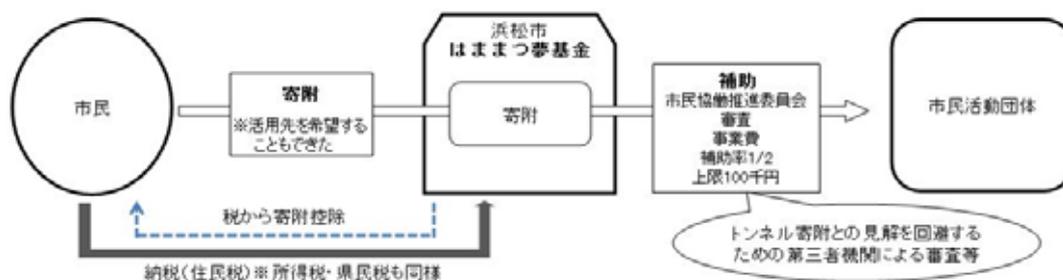
2 課題

新しい公共の担い手としての NPO 法人への期待の高まりを背景に、平成 23 年 6 月に大幅な市民公益税制の改正が行われた。法改正により、NPO 法人が寄附を集めやすい環境に整備されたことを踏まえ、今後の基金のあり方を再構築する。

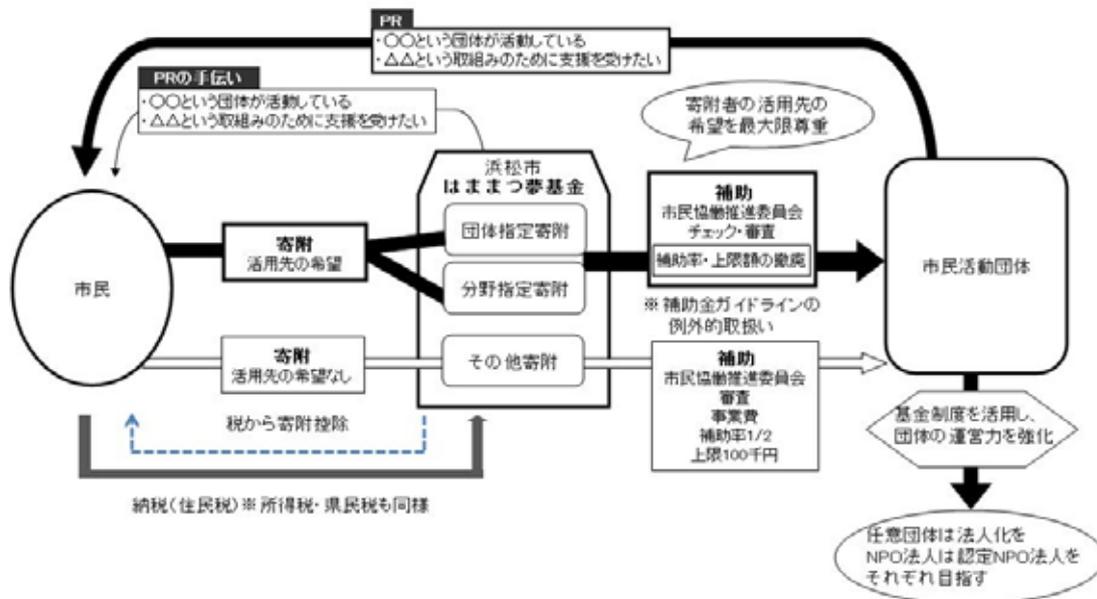
3 課題解決に向けた今後の方向性

- ・ 寄附者が用途を指定した寄附については、寄附者の意向をできる限り尊重し、指定した内容が活かされる制度として再構築する。(団体指定補助及び分野指定補助の補助率の撤廃。)
- ・ 基金への寄附を増やすために、NPO 法人等の活動内容をより明確に示し、寄附者が寄附をしたくなるような環境を整える。
- ・ 基金制度の再構築の際には、附属機関である市民協働推進委員会で審議を行う。
- ・ 市民活動団体や NPO 法人等の運営力の強化や、団体としての活動のレベルアップを図り、自立的に事業を展開していくための成長支援策とする。
- ・ 法改正等の環境の変化を受けることにより、団体への直接的な寄附が増加した場合は、制度自体の廃止も含めた見直しを行う。

(現行)



(改正後)



地域力向上事業の再編について

市民部市民協働・地域政策課

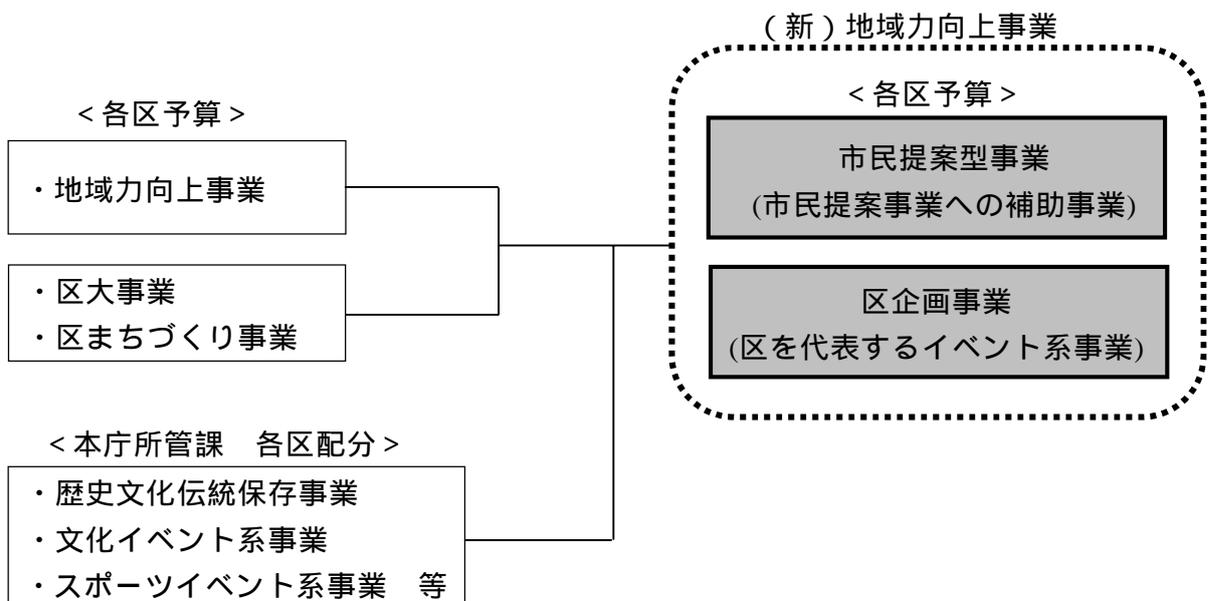
1 現状と課題

- ・地域力向上事業は、「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」・「区企画事業」として平成 22 年度から各区において実施しており、平成 24 年度で終期を迎える。
- ・地域力向上事業、区まちづくり事業、花火大会などの区大事業など地域団体等との協働により実施している同種事業が混在化しており、整理する必要がある。
- ・市民協働・地域政策課、文化政策課、スポーツ振興課、生涯学習課等が予算化し、区の固有事業として継続実施しているソフト事業についても整理する必要がある。

2 課題解決に向けた今後の方向性

- ・(新)地域力向上事業を市民提案型の事業と区が企画・立案し事業実施する 2 種類の複合型の事業として平成 25 年度から実施する。
- ・区まちづくり事業及び区大事業を整理し、区を代表する事業や全市的な知名度がある事業を(新)地域力向上事業のうちの区企画事業に再編し、実施していく。
- ・市民部各課で予算化し、各区へ配分して事業実施している地域固有のソフト事業についても、事業の支援のあり方を所管課と調整し、(新)地域力向上事業に再編する。

3 再編概略図



鴨江別館の利活用について

市民部 文化政策課

1 目的

創造的人材による文化芸術の創造、発信、交流の場として、市民に広く開かれた活動拠点を創出するため、鴨江別館を（仮称）鴨江アートセンターとして設置する。

2 経緯

- ・平成 20 年 10 月
鴨江別館を保存し、ギャラリー、創作活動の場としての活用を決定（市政運営会議）
- ・平成 22 年 3 月～平成 23 年 2 月
耐震工事ならびに外装、内装等の改修工事を実施
- ・平成 24 年度
ギャラリー設備用の建築、電気工事等を実施予定
- ・平成 23 年度～平成 24 年度
試験的施設利用（作品展示、作品制作の長期使用等）とその検証

3 管理運営方法

施設の目的を効果的に達成し、民間活力とノウハウの活用を図るため、指定管理者による管理としたい。

主な施設機能

- 1 階 展示室・交流スペース
- 2 階 アーティストの工房・展示室
- 3 階 会議室・工房

アーティストや文化芸術関係者との調整、アーティストインレジデンス（制作に関する長期使用）の募集及び事業の企画などを担うアートコーディネーター 1 名を据え、アート制作の場の提供、情報発信、ワークショップ、展示会などを実施する。

鴨江別館の活用について



主な施設機能

- 1階 展示室・交流スペース
- 2階 アーティストの工房・展示室
- 3階 会議室・工房



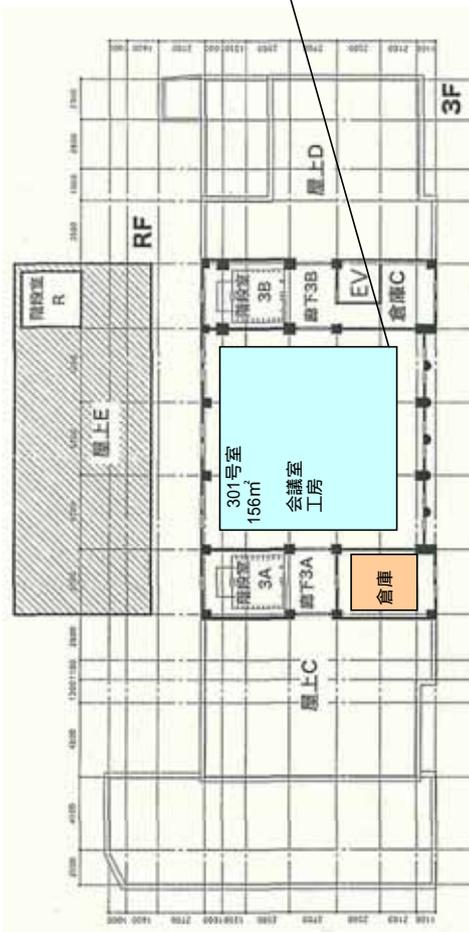
201 展示室



202 工房



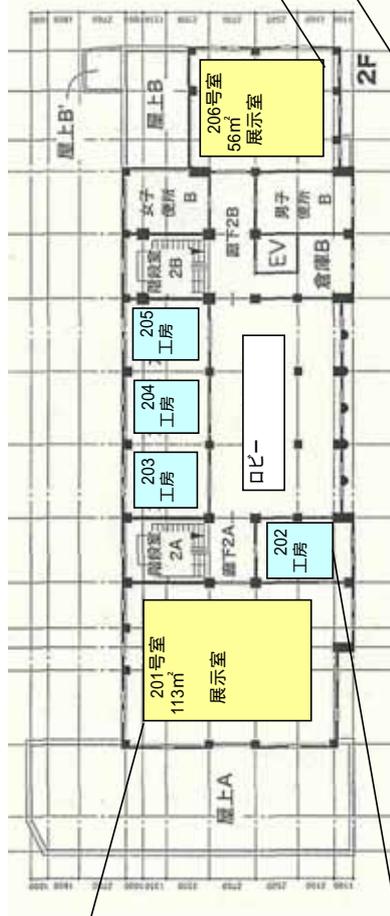
101 展示室



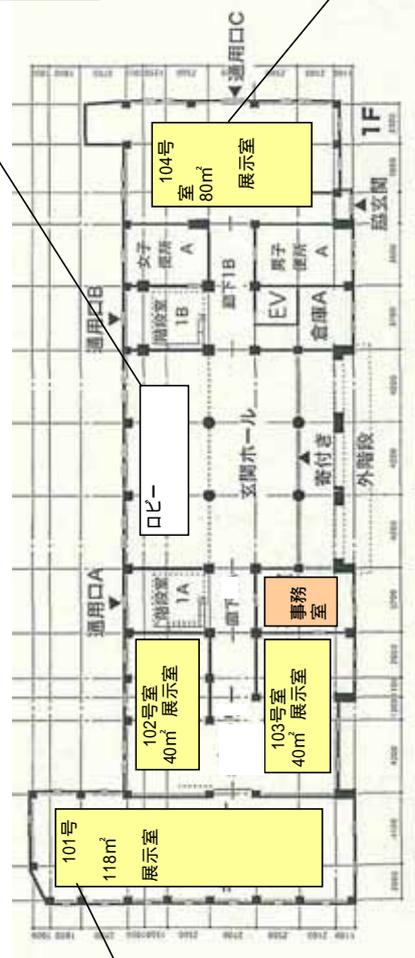
301 会議室 工房



206 展示室



ロビー



104 展示室

包括型地域コミュニティ組織に対する一括交付金制度の構築について

市民部市民協働・地域政策課

1 現状と課題

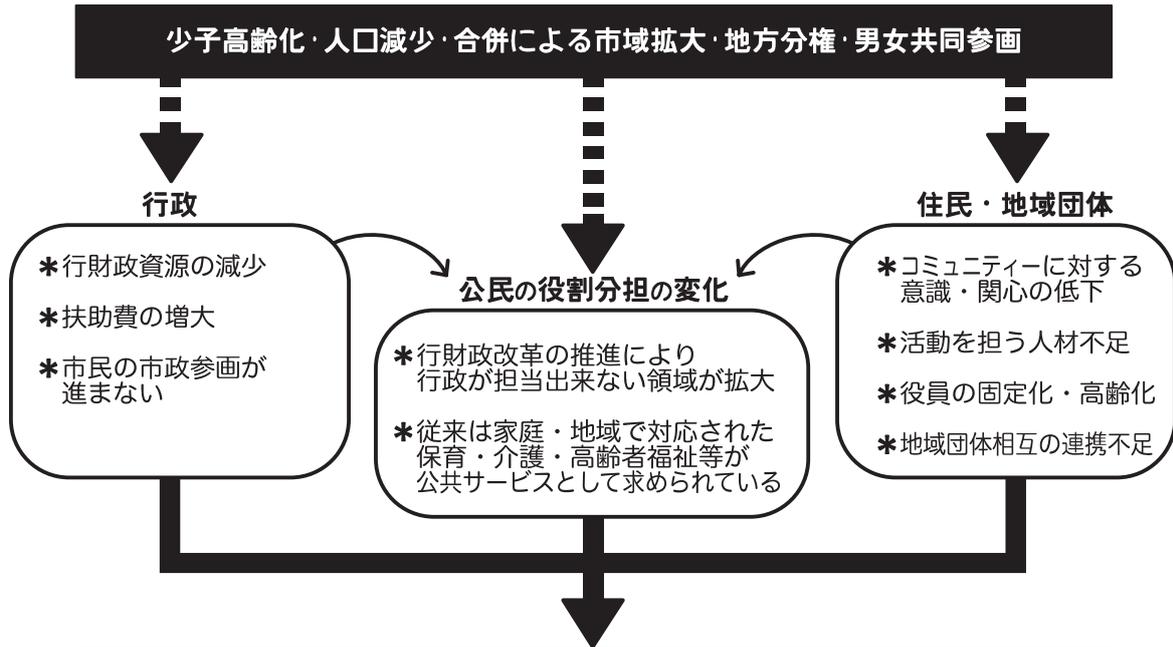
- ・地域には自治会等の地縁による団体や、社会福祉協議会等の特定の目的を持った団体等が相互に連携を取りながら活動しており、これらの団体の多くには市の各課から補助金・委託料・報償金等が支出されている。
- ・地域活動団体については、少子高齢化や都市化の進展により活動の担い手の高齢化・固定化が進んだり、団体役員の重複や団体間での連絡・調整が不十分となるなどの弊害も見受けられるようになった。限られた地域資源を有効活用し、組織運営の無駄を省くために地域団体の再編が重要となっている。
- ・「新しい公共」の考え方により、行政と市民の役割分担の見直しが必要である。地域の課題は、可能な限り地域が自ら解決することが望まれる。
- ・地域団体に対する支出の窓口を市と地域がそれぞれ一本化することで互いの事務を簡素化することができる。予算が限られている中で上記の変化に対応した支出の仕組みの再構築が必要である。

2 課題解決に向けた今後の方向性

- ・地域社会を担う多様な団体が参加する包括型地域コミュニティ組織（（仮称）地区コミュニティ協議会）の設立を支援する。これは、地区自治会連合会を組織の核とし、当該連合会の活動エリアで活動する諸団体が参加し、地域の課題について協議をし、後述の一括交付金の受け皿となって課題解決のための事業を実施する組織である。
- ・地区の諸団体に支出している補助金・委託料・報償金などを統合し、一括交付金として（仮称）地区コミュニティ協議会に支出する。交付金の用途は基本的には協議会の裁量にまかせ、協議会は地域の実情にあった金額配分で事業を実施する。
- ・地域に密接な区役所及び協働センターのコミュニティ担当職員を（仮称）地区コミュニティ協議会の担当者とし、設立・活動の支援や交付金に係る事務等を行い、地域住民との協働による地域づくりを一層進める。
- ・将来的には協働センターの管理運営を（仮称）地区コミュニティ協議会に委託または指定管理で実施する。

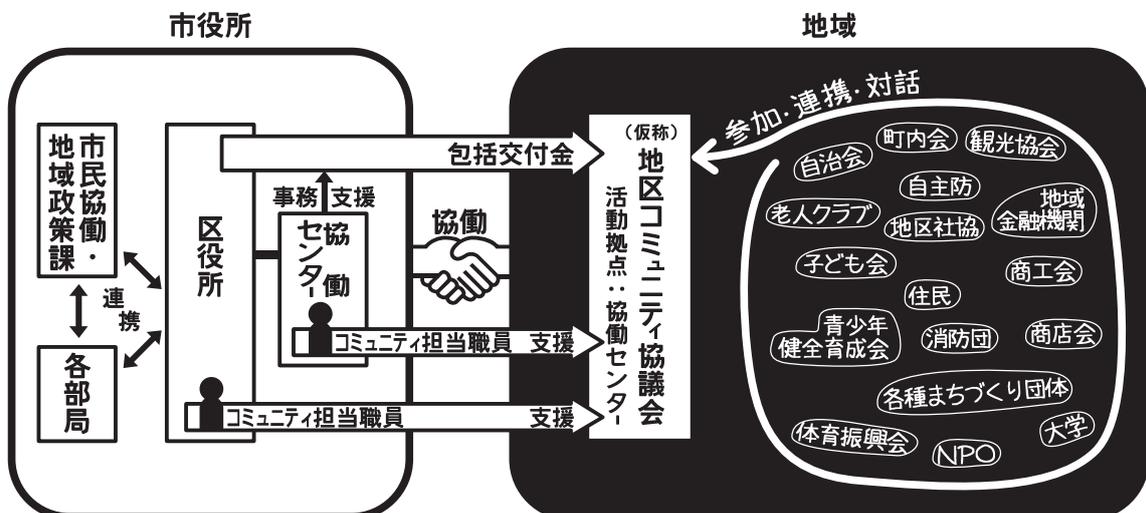
3 今後の予定

- ・現行の補助金等担当課及び地域活動団体と調整を進め、条件が整い次第、平成25年度を目途に交付金制度を開始する。
- ・（仮称）地区コミュニティ協議会については自発的・自主的な設立とするため、全地区での設立までは、現行の補助・委託等の制度を並立させる。



地域の多様な主体が行政と協働しながら地域課題を解決していく
新しい公共空間の形成
 が必要

- 目指す方向**
- * 地域社会を担う多様な団体が参加する包括型地域コミュニティ組織の設立支援
 - * 地域の諸団体に支出している補助金・委託料・報償金等を統合した一括交付金制度の構築
 - * 協働センターを地域活動の拠点としコミュニティ担当職員による支援



配偶者等からの暴力に関する相談支援体制の構築

(仮称) 浜松市DV相談支援センターの設置について

市民部ユニバーサル社会・男女共同参画推進課

こども家庭部子育て支援課

<現状と課題>

- (1) DV相談件数はここ4年間で1.5倍増加し、相談内容も複雑多様化している。
- (2) 市民アンケート(平成23年度)では、配偶者等からの暴力を受けた女性が約2割おり、「いつでも相談にのってくれる相談窓口」を必要な支援としている。また、DVの知識や相談窓口、保護を受けられることを知らない事例もあることからDVについての理解を深めるための広報啓発を行う必要がある。
- (3) 市民の身近な区役所(家庭児童相談室)で相談から一時保護、自立にむけての支援や、男女共同参画推進センター等で相談支援を実施しているが、相談窓口は平日(緊急の場合は対応)のみとなっている。また、西・南・北・天竜区に婦人相談員が配置されていない。
- (4) 平成19年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村に配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす努力義務が明記された。それを受け内閣府では、DVの防止と被害者支援として平成27年度までに100か所の設置を目標としている(平成25年度までに本市を含めて13政令市が設置済みとなる)。
また、平成23年度から実施している浜松市DV防止・支援基本計画の中で、配偶者暴力相談支援センターの設置について検討することとしている。

<課題解決に向けた今後の方向性>

- (1) 配偶者等からの暴力に関する相談支援体制の構築は、各区役所(家庭児童相談室)で実施している婦人相談業務を継続し、(仮称)浜松市DV相談支援センターとともに配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすものとする。
- (2) (仮称)浜松市DV相談支援センターでは、専用電話を設け、市民が安全に迷わず相談できる身近な窓口として、被害者の潜在化を防ぎ、次のステップに繋ぐ。
- (3) (仮称)浜松市DV相談支援センターはユニ・男女課の分室とし、区家庭児童相談室と連携して「DV被害者の立場に立った切れ目のない支援」を目指す。

<所管課の考え方>

- ・ 既存の区役所(家庭児童相談室)業務を活かし、新設する(仮称)浜松市DV相談支援センターと連携することで、配偶者暴力相談支援センター体制を構築する。
- ・ 庁内外の関係機関との連携のため、他部署の職務経験を活かせる常勤の専門職員を配置する。
- ・ 指定管理のメリットを活かした相談時間、曜日の拡充、その後の支援策等への連携を図る。

健康福祉部

生活習慣病対策（健康づくりの推進）について

健康福祉部健康増進課、国保年金課

1. 目的

- ・市民の「自らの健康は自ら守りつくる」という認識と自覚を高め、市民の健康の保持増進を図る。
- ・健康はままつ21の最終評価を踏まえ、生活習慣病対策に重点的に取り組むことで、医療費の削減につなげる。

2. 現状

1) 死因

- ・浜松市の死因の53.2%が3大生活習慣病(悪性新生物、脳血管疾患、心疾患)である。
(平成22年度 静岡県人口動態統計)
- ・「糖尿病」、「腎不全」を死因とする死亡数が全国に比べ有意に高い。(下図)
(静岡県総合健康センター発行 静岡縣市町別健康指標)



* SMR 値は、全国の結果を100として浜松市の結果を比較した値。100より大きい場合、浜松市の死亡率が全国より高いことを示す

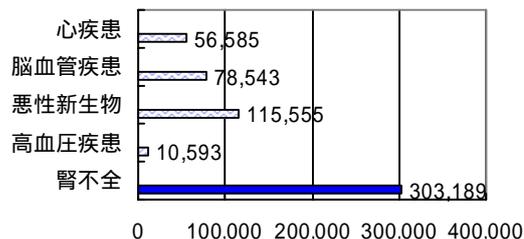
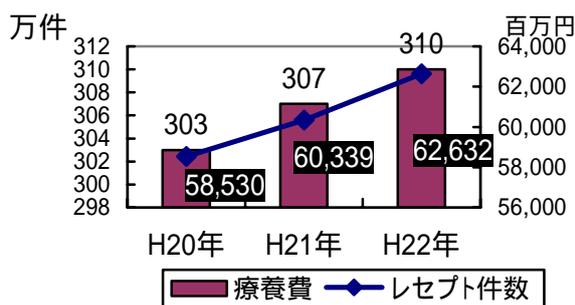
2) 国保医療費の現状

- ・全国的に悪性新生物、脳血管障害、心疾患等の生活習慣病にかかる医療費は全医療費の1/3を占める。浜松市国保においても、受診件数の約3割、診療報酬点数の約4割を生活習慣病で占めている。(平成22年5月診療分病類別疾病統計)
- ・浜松市国保の医療費の現状をみると件数、医療費も右肩上がりである。
- ・1件当たりの医療費が最も高い疾患は「腎不全」である。(平成22年5月診療分)
- ・平成20~23年の疾病中分類別医療費をみると「腎不全」の増加額が最も多い。
- ・人工透析に関する状況は、平成22年8月~平成23年7月までで新規人工透析患者は、135人であった。また5年以上の人工透析患者が約半数を占める。

* 人工透析患者1人あたりにかかる医療費は、月約40万円である。

【年別 療養費とレセプト件数】

【1件あたりの医療費】(H22年5月)



円

3) 特定健診・特定保健指導の状況 (H22 法定報告)

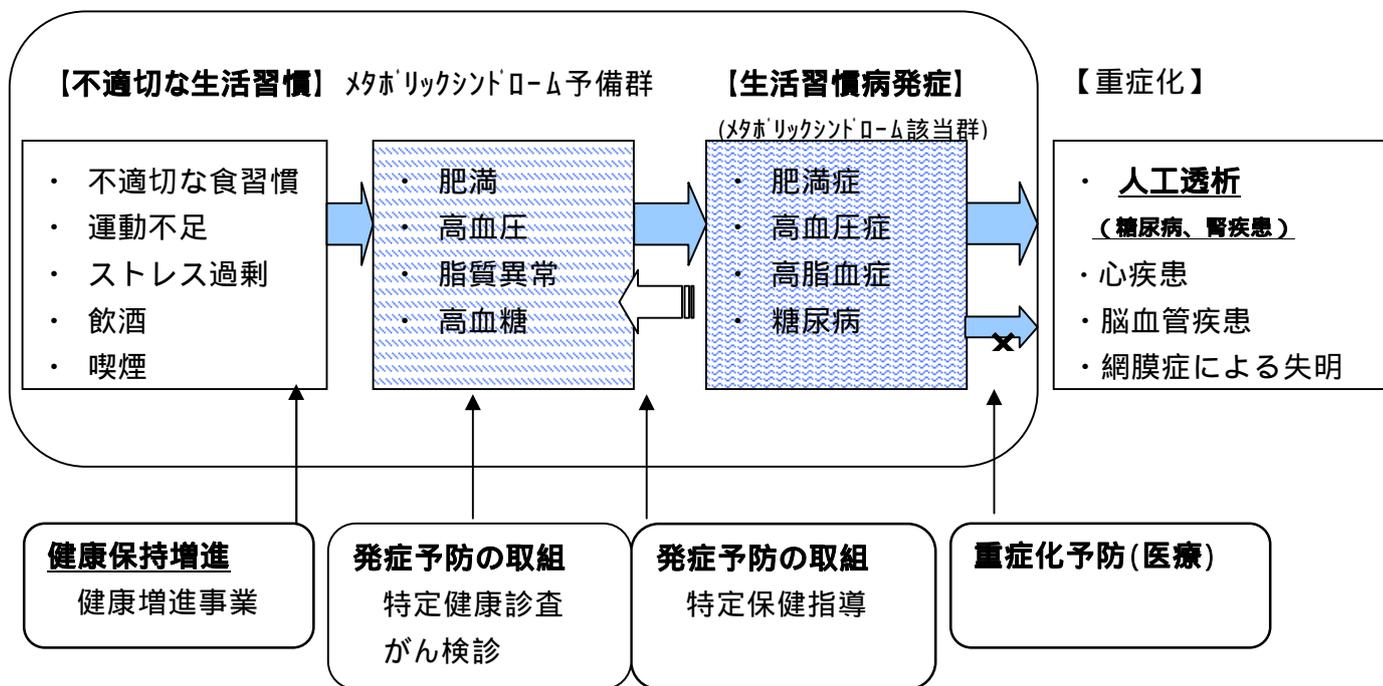
- ・ 特定健康診査受診率 25.2 %
- ・ 特定保健指導利用率 11.4 % (461人)、終了率は8.8% (355人)

4) 健康づくりの状況

- ・ 「健康はままつ21」に基づき推進している。社会全体で市民一人ひとりの健康づくりを支えるため、関係団体、企業などが「健康はままつ21推進協力団体」として参画している。
- ・ 平成23年度より健康はままつ21推進協力団体と連携し、中高年男性向けに気軽に楽しく健康づくりに取り組むための提案を行っている。
- ・ 健康はままつ21最終評価では、保健医療審議会等で次の4つが課題としてあがった。

健康に対する無関心層(中高年層)への働きかけ
 市民が健康づくりを継続的に取り組める環境整備
 推進協力団体との連携強化
 分野別では「生活習慣病の予防」

【生活習慣病の発症までの流れと取組】



3. 課題

生活習慣病対策のより一層の強化が必要であり、次の3点が課題である。

一次予防から重症化予防までを一体的に考えた健康づくりの推進
特定健康診査受診率の向上、特定保健指導利用率・終了率の向上
人工透析新規患者及び開始年齢の遅延化を目的としたCKD（慢性腎臓病）対策

4. 課題解決のための取組 …別紙

1) 国保医療費、健診情報を活かした地域保健活動の実施

- ・国保の医療費分析を毎年定期的に行い、医療費分析結果と人口動態統計等衛生情報をもとに健康づくりの課題を絞り込み、課題に即した地域保健活動（健康教育事業、健康相談事業、訪問指導事業）の再構築を行う。
- ・健康づくりに取り組む市民を増やすため、市民が気軽に楽しく健康づくりに取り組める環境整備（家康君のウォーキングロード等）及び幼児期からの望ましい生活習慣の定着をめざし、4ヵ月児の母親を対象にした教室を拡充していく。

2) 特定健康診査受診率の向上、特定保健指導利用率・終了率の向上への取組

- ・受診率向上への取り組みとして、平成24年度より特定健康診査受診券とがん検診受診券の一本化を実施した。
- ・浜松市国保の特定保健指導利用率・終了率の向上への取り組みを強化していく。

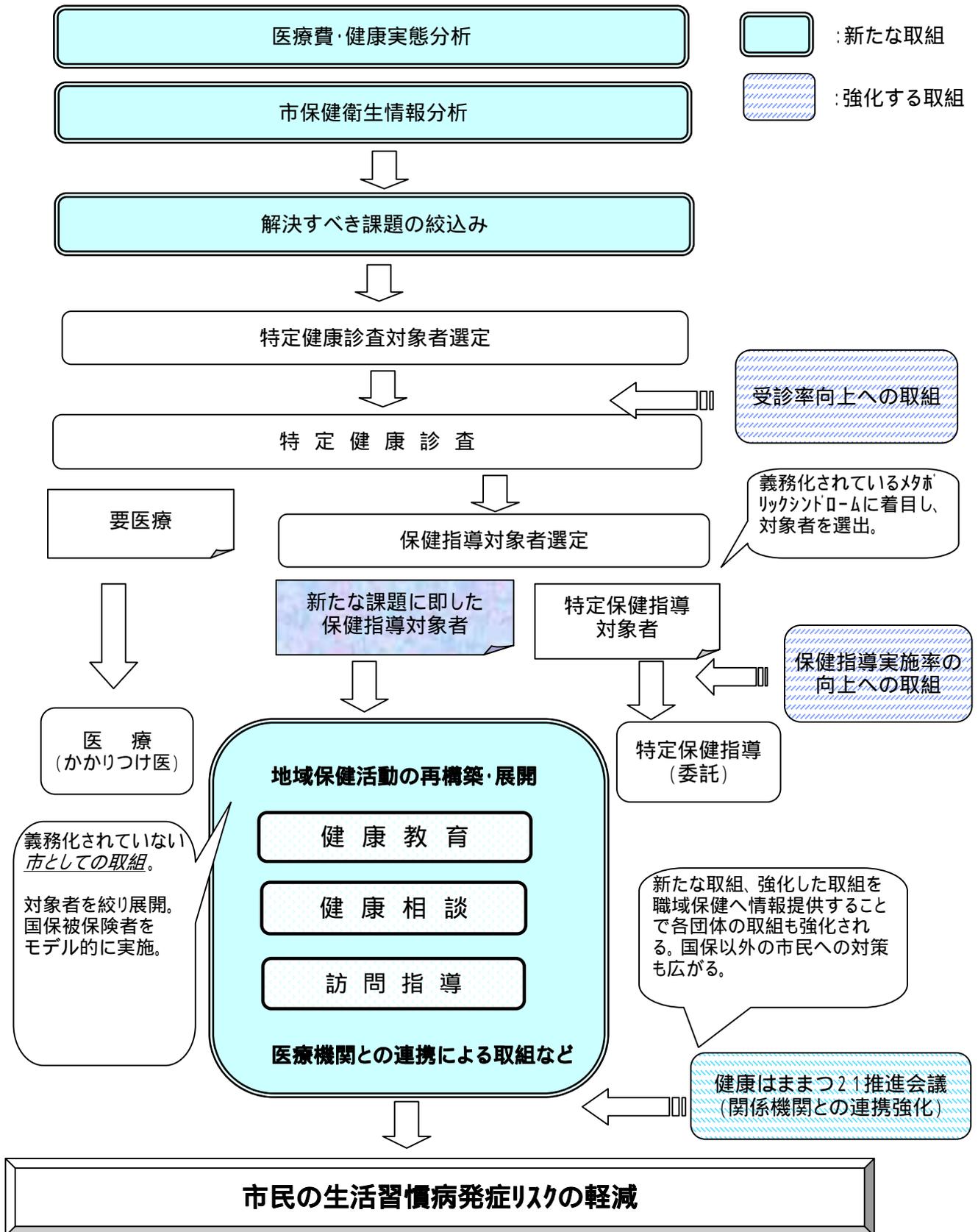
3) CKD（慢性腎臓病）対策

- ・CKD（慢性腎臓病）対策を実施し医療費の削減につなげる。
 - * 具体的には、浜松市国保特定健診結果にeGFR（糸球体ろ過値）を導入し、健診受診者に自身の腎機能を把握してもらう。
 - * CKD（慢性腎臓病）発症予防のため、生活習慣の見直しを目的とした健康教育事業（健康チャレンジ教室）を実施。

4) 生活習慣病対策の強化のための体制整備

- ・医療費分析、課題抽出、新たな課題に対する事業展開など生活習慣病対策強化のため職員を増員する必要がある。
- ・体制（組織）については、今後他都市の状況を把握し検討していく。

健康診査からの生活習慣病対策展開イメージ



がん対策の推進について

健康福祉部 健康医療課

平成 25 年 3 月を目途に県計画の下部計画として、（仮称）浜松市がん対策推進計画を策定し、平成 25 年度以降、4 つのがん診療連携拠点病院と地域の医療関係機関、行政等の連携の下、市内のがん対策を一層推進したい。

1 背景

- ・がんは、市民の死亡原因の第 1 位であり、市民の生命及び健康にとって重大な課題となっている。
- ・県がん対策推進計画では、市の役割は予防及び早期発見対策に加え、福祉サービスの実施主体としての位置づけに限定されている。
- ・浜松市を含む西部医療圏は、医療資源に恵まれている一方で、圏域内には広大な中山間地域を抱えている。

2 現状と課題

(1) 現状

天竜区は、過疎地域でかつ無医地区が 12 地区あり、医療資源が乏しい。

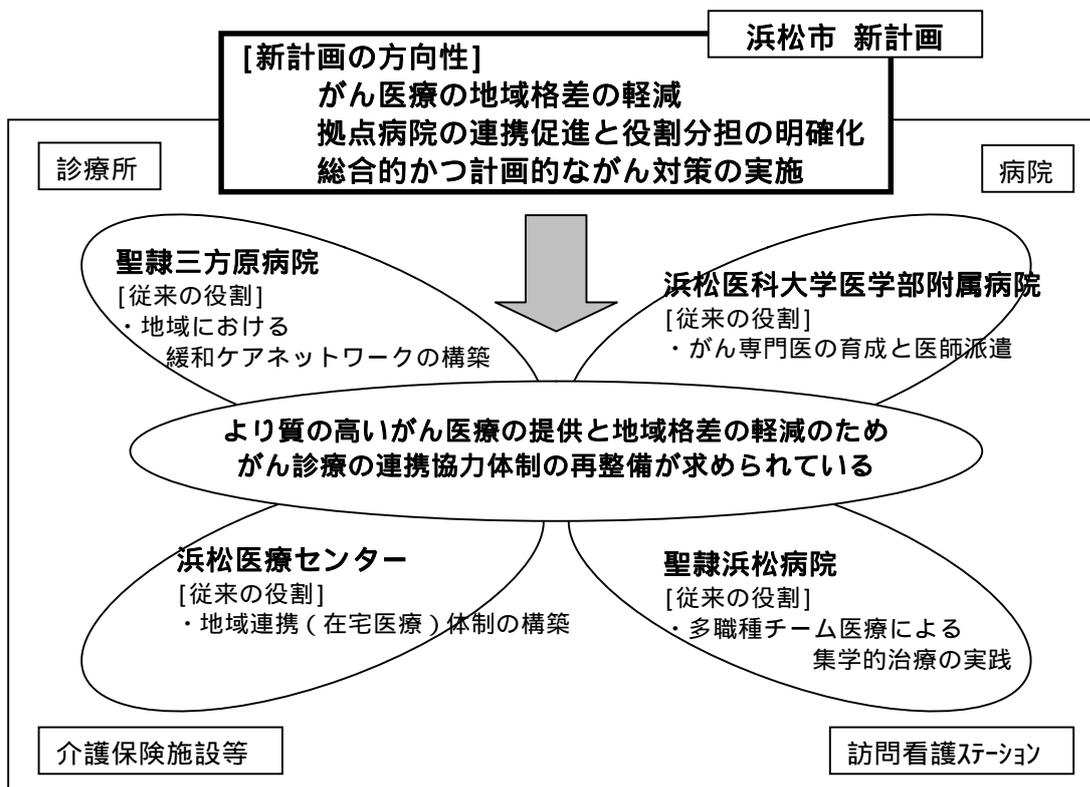
浜松市と湖西市で構成する西部医療圏には、4 つのがん診療連携拠点病院が存在する。

(2) 課題

がん医療の地域格差の軽減（天竜区におけるがん対策の強化）

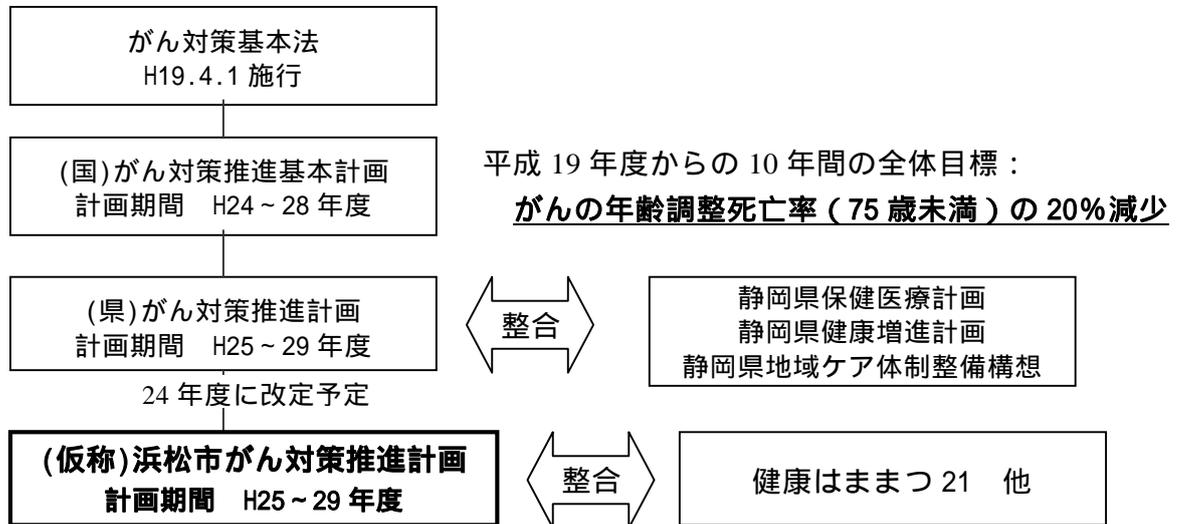
がん診療連携拠点病院の連携の促進と役割分担の明確化

がんの予防、早期発見から福祉サービスまでの総合的かつ計画的ながん対策の実施



3 計画の位置づけ

がん対策基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき策定された、静岡県がん対策推進計画の下部計画として策定する。



4 平成 25 年度以降のがん対策事業の方向性（事業のイメージ）

(1) 天竜区内におけるがん対策の推進

- ・がん診療連携拠点病院から過疎地の医療機関への支援
- ・がん医療相談体制の強化

(2) がん対策に係る医療と保健及び福祉の地域連携の仕組みづくり

- ・病院(医療)と介護関係機関の連携強化

(3) 予防、早期発見対策等の推進

- ・がん講演会等の実施による啓発強化
- ・がん検診の受診率向上対策の強化

浜松医療センター新病院構想策定事業について

健康福祉部病院管理課

【現状】

平成 23 年 9 月に新病院構想検討委員会を設置し、施設老朽化への対応とともに浜松医療センターのあり方（公立病院像）や、使命と役割、必要な機能などについて検討し、3月に中間報告をまとめた。

【課題】

- 病床規模
- 立地（施設配置）
- 既存施設の活用

【課題解決に向けた今後の方向性】

浜松医療センターの健全経営の維持継続
(財)浜松市医療公社の公益財団法人移行
議会や市民の意見の反映
課題解決に向けた庁内協議の場の設定

【今年度の主要事業】

平成 24 年 9 月を目途に新病院構想を策定

平成 24 年 10 月以降、新病院建設構想策定委員会を設置し、新病院構想を踏まえた新病院建設構想の策定に着手

【今後のスケジュール】

平成 25 年度 新病院建設構想の策定

障害福祉施策について

健康福祉部障害保健福祉課

1 障害福祉制度について

| | 施行時期 | サービス決定者 | 利用者負担 | サービスの内容 |
|--------------------------|--------------------------|---------|-------|---|
| 措置制度 (障害種別) | ～平成14年度 | 市 | 応能負担 | ・市がサービスの提供先、内容を決定。 ・居宅サービス(ホームヘルプ・ショートステイ) ・施設サービス(施設入所・デイサービス) |
| 支援費制度 (障害種別) | 平成15～17年度 | 利用者 | 応能負担 | ・利用者と事業者との契約。 ・居宅生活支援(ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ) ・施設訓練等支援(更生施設・療護施設・授産施設) |
| 障害者自立支援法 (3障害一元化) | 平成18年度～ | 利用者 | 応益負担 | ・利用者と事業者との契約。 ・訪問系サービス(ホームヘルプなど) ・日中活動系サービス(生活介護・自立訓練・就労支援など) ・居住系サービス(施設入所・ケアホームなど) ・地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・相談支援など) |
| 障害者自立支援法 (仮称)障害者総合支援法 | 平成25年度施行予定 平成26年度施行予定 | 利用者 | 応能負担 | ・障害者の範囲に難病を追加及び、障害者に対する理解促進のための啓発事業。(平成25年度施行予定) ・重度訪問介護の対象拡大など。(平成26年4月施行予定) ・重度障害者支援などのサービスのあり方については、法の施行後3年を目途に段階的に検討。 |

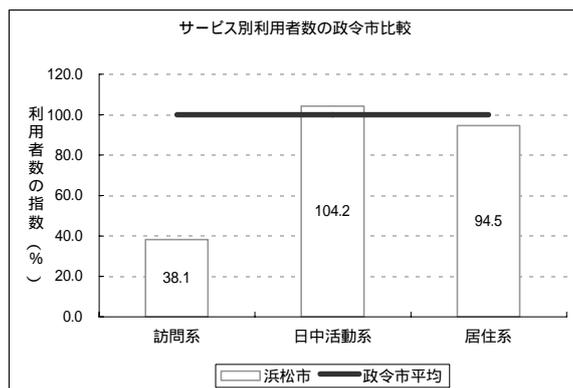
2 本市の現状と課題(他都市比較)

強み

- ・日中活動系サービスは政令市平均の水準を維持
- ・入所施設の充実

弱み

- ・訪問系サービスの利用が低い。
(訪問系サービスの提供体制の不足)
- ・身体障害者の入所施設からの地域移行が低迷。
(身障用グループホーム・ケアホームの未整備)



*平成22年10月の政令市の一定人口当たりの利用者数の平均を100とした時の浜松市の指数

3 第3期障害福祉計画における基本姿勢(重点施策)

「暮らし方の選択の幅を広げます」

訪問系サービスの充実

グループホーム・ケアホームの計画的な整備

短期入所事業所の計画的な整備

4 市単独事業

- ・事業/在宅の重度障害者に対する「重度心身障害児扶養手当等」
- ・経緯/合併調整方針及び条例に基づく事業
- ・必要性/介護者の心身の負担の軽減・経済的な負担の軽減
- ・実態/将来の不安 70%・経済的な不安 30%

*平成22年12月障害福祉アンケート結果/複数回答

5 施策の方向性

- ・あり方の検討((仮称)障害者総合支援法の施行後)
- ・障害者施策推協議会、障害者団体、区協議会等での意見の取りまとめ

こども家庭部

放課後の子どもたちの居場所づくり事業について

こども家庭部次世代育成課

1 事業の目的

- ・放課後や長期休業期間において、「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、市民協働のもとで地域が自発的、主体的に行う安全・安心な子どもの居場所を提供する。
- ・子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

2 事業の内容

- ・保護者の就労や児童の年齢制限がある放課後児童会とは別に、全児童を対象に新たな事業として平成 25 年度から本格実施する。

- ・放課後の子どもたちの居場所づくり事業
(資料 1 のとおり)

放課後子どもたちの居場所づくり事業
放課後子ども教室推進事業

3 今後のスケジュール

平成 25 年 1 月～ 試行実施

平成 25 年 4 月～ 本格実施

4 実施目標

- (1) 放課後子どもたちの居場所づくり事業
平成 29 年度までに 21 箇所を開設実施する。
- (2) 放課後子ども教室推進事業
平成 29 年度までに 2 箇所を開設実施する。

放課後の子どもたちの居場所づくり事業

| 事業名 | | 浜松市放課後子どもたちの居場所づくり事業 | 浜松市放課後子ども教室推進事業 |
|-----|-----------------|---|--|
| 1 | 実施主体 (運営団体) | <u>市民活動団体</u> (実施主体と同じ団体) | <u>浜松市</u> (浜松市が委託する団体) |
| 2 | 対象 | 市内 <u>全地域</u> の全児童 (主に小学生) | <u>中山間地域及び放課後児童会未開設地域</u> の全児童 (主に小学生) |
| 3 | 開設日数 (平日に限る) | ・放課後や長期休業期間において、 概ね <u>週 1 回以上</u> の実施を原則 ・開設日数は <u>実施主体が決定</u> | ・放課後や長期休業期間において 概ね <u>週 2 回以上</u> の実施を原則 ・開設日数は <u>運営団体が決定</u> |
| 4 | 開設時間 | <u>実施主体が決定</u> | ・平日は放課後～ <u>午後 5 時</u> ・長期休業期間は <u>午前 9 時～午後 5 時</u> を原則 |
| 5 | 開設場所 | 地域において安全・安心な居場所となる施設(建物)を <u>実施主体が決定</u> | 地域において安全・安心な居場所となる施設(建物)を <u>運営団体が決定</u> |
| 6 | 運営スタッフ等 | ・ <u>地域の運営ボランティア</u> により運営 ・運営ボランティアは <u>実施主体が確保</u> | ・ <u>運営スタッフ</u> として安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターを配置して運営 ・運営スタッフは <u>運営団体が確保</u> |
| 7 | その他 | ・規約等により団体の内容を明らかにするものを提出 ・登録児童は概ね 10 名以上 ・申請書、実績報告書(いずれも添付書類等あり)を提出 ・傷害保険への加入 ・ <u>事業完了後に奨励金を交付</u> | ・規約等により団体の内容を明らかにするものを提出 ・登録児童は概ね 10 名以上 ・事業計画書、実績報告書(いずれも添付書類あり)等を提出 ・傷害保険への加入 |

保育所待機児童の解消について

こども家庭部保育課

1 現状と課題

- ・保育所待機児童の解消を図るため、平成 20 年度から「安心こども基金」を活用した民間保育所の創設や既存保育所の増改築により、630 人の大幅な定員増を実施し、平成 23 年度から新たに認証保育所の利用者助成事業を開始した。
- ・保育所の利用児童数は年々増加しており、平成 24 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、166 人と平成 23 年 4 月の 115 人と比べ 51 人の増加となり、特定の区に待機児童が偏在する実態も大きな課題となっている。(下表参照)

(表) 区別待機児童数の内訳

単位:(人)

| | 中区 | 東区 | 西区 | 南区 | 北区 | 浜北区 | 天竜区 | 計 |
|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| H24.4.1 | 30 | 43 | 14 | 23 | 17 | 35 | 4 | 166 |
| H23.4.1 | 20 | 41 | 7 | 12 | 8 | 25 | 2 | 115 |
| 増減 | 10 | 2 | 7 | 11 | 9 | 10 | 2 | 51 |

2 今後の方針

(1) 増改築による定員増が限界となっている区への創設

東区、浜北区においては、増改築を実施できる保育所及び新たな認証保育所の確保が難しいことから、新たな民間保育所を 1 園ずつ創設する。

(2) 民間保育所の創設と老朽化した公立保育所の廃園

待機児童の解消とともに、入所している児童の処遇改善及び安全性の向上を図るため、近隣地等に定員増を条件とした民間保育所を創設した後、廃園とする。

その際には、保護者及び入所児童に配慮した民間への移行が求められる。

(3) 子ども・子育て新システムへの対応

幼稚園の動向を考慮する中で、幼保一体化に取り組む。特に、公立幼稚園と公立保育所が近隣に存立している地域については、優先して行う。

| | |
|------|---|
| 優先順位 | 2 |
|------|---|

乳幼児医療費、小・中学生医療費、母子家庭等医療費助成 制度改正について

こども家庭部子育て支援課

1 目的・理由

市民によりわかりやすい制度とすることと併せて、市民サービスを低下させることなく、公平な負担に視点をおいた見直しを図るため制度の改正を行う。

2 内容

現行

| 区分 | 乳幼児医療費 | 小・中学生医療費 | 母子家庭等医療費 |
|--------|------------------------------------|----------------------|------------|
| 助成対象 | 0歳～就学前 | 小1～中3 | 0歳～20歳、保護者 |
| 自己負担 | 入院1日500円 通院1回500円 (月5回目以降0円) | 入院1日500円 通院1回500円 | なし |
| 時間外の扱い | 助成あり | 助成なし | 助成あり |
| 給付方式 | 現物給付 | 現物給付 | 自動償還払 |
| 所得制限 | なし | なし | あり |

少子化対策推進体制について

こども家庭部次世代育成課

1 少子化の現状等

(単位：人)

| 浜松市 | 2005年 | 2015年 | 2025年 | 2035年 | 減少率 2035年/2015年 |
|------------|---------|---------|---------|---------|--------------------|
| 推計人口(A) | 804,032 | 810,046 | 787,378 | 747,669 | -7.7% |
| うち年少人口(B) | 116,137 | 102,668 | 84,052 | 76,203 | -25.8% |
| 年少人口率(B/A) | 14.4% | 12.7% | 10.7% | 10.2% | |

(国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(平成24年1月推計)のうち、出生低位・死亡高位推計)

2 内容

- ・企画調整部、財務部、市民部、健康福祉部、こども家庭部、産業部のうち少子化対策に関連する事務を担当する組織を設置する。
- ・事務分掌上の規定ではなく、組織名称として「少子化対策」を明示する。

3 少子化対策担当組織の役割

| 対象 | 主な目的 | 対策例 |
|------------|---------------------|---|
| 未婚者 | 結婚や、出産・子育てに対する不安の解消 | ・出会いの機会の創出 ・乳幼児とのふれあい体験 |
| 既婚者 | 子どもがいない既婚者 | ・子育て経験座談会 ・不妊治療に対する支援 |
| | 子どもがいる既婚者 | ・各種保育施策の充実 ・児童手当、乳幼児医療費助成などによる経済的支援 ・不妊治療(二人目不妊)に対する支援 |
| 事業主 | ワークライフバランスの促進 | ・企業における子育て中の労働者への理解 ・「子育てに優しい企業」に対するインセンティブの付与 ・次世代認定マーク(くるみん)の取得促進 ・事業所内保育施設設置の推進 |
| 学校 | 将来、親になる世代への早期の意識付け | ・乳幼児とのふれあい体験(再掲) ・子育て経験座談会(再掲) |
| 市民・子ども育成団体 | 社会全体で子育てを支援する意識の醸成 | ・「男は仕事、女は家庭」という古い固定観念の払拭 ・子どもに対する声かけや見守りの推進 ・子どもを産まない選択をした女性、子どもを産めない女性への対応 ・非嫡出子(婚外子)への対応 |

(参考)

- ・静岡県においては、複数の部局で所管していた少子化対策事業を、24年度から健康福祉部こども未来局に移管し、一体的な推進体制を整備した。

児童家庭支援センターの設置について

こども家庭部子育て支援課
児童相談所

1 主旨

- ・ 子ども・子育てをめぐる社会環境が変化する中で、全ての子どもと家庭のために子育て支援施策の充実に取り組んでいるが、虐待を受けた児童や保護者の適切な養育を受けられない児童が増えており、こうした児童は、公的責任をもって保護し、健やかに育てていく必要がある。
- ・ 要保護家庭の児童等が、健やかに育ち、社会参加していけるよう、更なる施策の充実に努める必要がある。
- ・ こうしたことから、児童相談所機能を補完し、子育て支援をバックアップする児童福祉の専門的機関である児童家庭支援センターを設置したい。

2 現状

- ・ 児童相談所の相談支援機能の充実に職員の増員を図ってきているが、相談件数の増加、内容の複雑化・多様化等により、適宜適切な対応が追いつかない状況である。
- ・ 国は、公的責任による養育機能として、里親等による家庭的養護を推進し、今後10数年で里親委託率30%以上を目指し、平成26年度の目標を16%としている。本市は、平成21年度13.5%、平成22年度11.8%と普及が進まない状況である。

3 児童家庭支援センターの概要

- ・ 地域に密着した相談支援体制を強化するため、要保護児童や家庭への相談や指導及び児童相談所等、関係機関との連携・連絡調整等を総合的に行う。
- ・ 国の子ども子育てビジョンによる児童家庭支援センター整備目標は、平成26年度までに120か所(平成23年10月87か所)であり、政令市は9市が設置している。

<事業内容>

- (1) 地域、家庭からの相談に応ずる事業(夜間相談)
- (2) 市の求めに応じ技術的助言等を行う事業
- (3) 児童相談所からの受託による児童及びその保護者への指導
- (4) 里親等への支援
- (5) 関係機関等との連携・連絡調整

環境部

| | |
|------|---|
| 優先順位 | 1 |
|------|---|

第4 清掃工場整備事業について

環境部廃棄物処理施設管理課

1 これからの清掃施設の体制

| 年度 | 体制 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 体制 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 |
|-----------------|----|--------------|----|--------|----|----|----|----|----|----|-------|-----------------|-------|-------|----|----|
| 西部清掃工場 | | | | | | | | | | | | | | | | 未定 |
| 西部清掃工場建替え | | | | | | | | | | 建替 | | | | | 稼動 | |
| 南部清掃工場 | | | | | | | | | | | 未定 | | | | | |
| 北部清掃工場 | | (休止) | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜北清掃センター | | (休止) | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜北清掃センター改修 | |稼動(バッチ) | | | | | | | | | | | | | | |
| 天竜ごみ処理工場 | | | | (休止予定) | | | | | | | | | | | | |
| 第4清掃工場 | |稼動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2破碎処理センター | |稼動 | | | | | | | | | | | | | | |
| 平和破碎処理センター | | | | | | | | | | | | 休止(第2破碎処理センターで) | | | | |
| 浜北清掃センター(破碎) | | | | | | | | | | | | 休止(第2破碎処理センターで) | | | | |
| 天竜ごみ処理工場(破碎) | | | | | | | | | | | | 休止(第2破碎処理センターで) | | | | |
| はるのクリーンセンター(破碎) | | | | | | | | | | | | 休止(第2破碎処理センターで) | | | | |
| (仮)平和圧縮梱包センター | | (予定) | | | | | | | | | | | | | | |
| (仮)引佐圧縮梱包センター | | (予定) | | | | | | | | | | | | | | |
| 静ヶ谷リサイクルセンター | |稼動 | | | | | | | | | | | | | | |

...可燃 ...不燃 ...特定品目(乾電池、蛍光管、ライター、スプレー缶)

平成25年度以降については、全て予定となっております。

2 平成32年における計画処理量の予測と施設規模

第4 清掃工場(可燃ごみ)

(市内可燃ごみ) (湖西市可燃ごみ) (西部清掃工場処理)
 200,876.4t/年 + 12,900 t/年 - 106,670t/年 = 107,097.4 t/年

(1日当たり計画処理量) (年間稼働率) (調整稼働率)
 107,097.4/365 ÷ 280/365 ÷ 0.96 = 398.4 399 t / 日

第2 破碎処理センター(不燃ごみ、粗大ごみ、プラ容器包装)

不燃ごみ 7,004.0 t/年 粗大ごみ 2,206.4 t/年
 プラスチック製容器包装 9,019.1 t/年

不燃ごみ 7,004.0/365 ÷ 240/365 ÷ 0.96 = 30.4 31 t / 日
 粗大ごみ 2,206.4/365 ÷ 240/365 ÷ 0.96 = 9.6 10 t / 日
 容器包装 9,019.1/365 ÷ 240/365 ÷ 0.96 = 39.2 40 t / 日
 計 81 t / 日

3 建設単価と建設費

第4 清掃工場

平成 17～21 年度における施設規模 100 t 以上の実勢価格

ごみ 1 t あたり約 39,000 千円～54,000 千円で推移

$399 \text{ t / 日} \times 39,000 \text{ 千円} \sim 54,000 \text{ 千円} = 15,561,000 \text{ 千円} \sim 21,546,000 \text{ 千円}$

第2 破碎処理センター

平成 17～21 年度におけるリサイクル施設(施設規模 30t 以上)の実勢価格

ごみ 1 t あたり約 27,000 千円～49,000 千円で推移

$81 \text{ t / 日} \times 27,000 \text{ 千円} \sim 49,000 \text{ 千円} = 2,187,000 \text{ 千円} \sim 3,969,000 \text{ 千円}$

4 スケジュール

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 候補地選定 | | | | | | | | | | |
| 環境影響調査 | | | | | | | | | | |
| 地質調査 | | | | | | | | | | |
| 測量調査 | | | | | | | | | | |
| 施設基本計画 | | | | | | | | | | |
| PFI導入可能性調査 | | | | | | | | | | |
| 開発行為 | | | | | | | | | | |
| 都市計画決定 | | | | | | | | | | |
| PFI事業者選定 | | | | | | | | | | |
| 造成工事 | | | | | | | | | | |
| 実施設計 | | | | | | | | | | |
| 建設工事 | | | | | | | | | 稼動 | |
| 周辺道路整備 | | | | | | | | | | |

5 候補地の選定

検討・評価するための調査項目

自然的条件(地形、表層地質、動物・植物、水文・水系)

法的規制(都市計画、農地、林地、防災、環境保全)

技術・社会的条件(公共施設の分布、水源地、道路状況、公共下水道、土地利用、類似施設、文化財)

6 その他(求められる機能と市内での位置づけ)

1) 災害廃棄物等への対応

災害発生がれきの処理と仮置き場

風水害による廃棄物、震災等による倒壊廃棄物などの処理と一時置き場の確保

鳥インフルエンザ等感染性廃棄物の処理への対応

2) 余熱利用とエネルギーセンター

施設整備にあたっては、環境にやさしく資源循環に優れた施設を目指し、さらに自然エネルギーを利用した発電など新エネルギーの実証施設を加え、全体をエネルギーセンターのようなイメージとする。

余熱利用

余熱を利用した発電、余熱を利用した蒸気・温水の利活用

エネルギーセンター整備

風力・太陽光などの自然エネルギーを利用した発電施設、生ごみ下水汚泥等を利用したバイオガスの有効利用施設

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正等について

環境部資源廃棄物政策課

1 事業の目的

本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例では、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「資源の有効な利用の促進に関する法律」における「廃棄物の排出抑制」や「分別」、「再生」の視点を一層強化する必要がある。平成 25 年度の家庭ごみのルール統一以後、総合的に清掃（一般廃棄物）行政を進めていく上で条例～計画（一般廃棄物処理基本計画）の体系化・再構築を図り、具体的な施策展開の基礎固めを図る必要がある。

2 事業の具体的内容

(1) 廃掃条例及び関連規則の改正（検討対象事項）

市・事業者・市民の責務

廃棄物の減量に向けた市・事業者・市民の役割の明確化

事業者等（例：一般廃棄物の多量排出者）の廃棄物の適正処理に対する市の具体的な対応措置

市のごみの所有権についての考え方

廃棄物の持ち去りに対する考え方

(2) 一般廃棄物処理基本計画の見直し

概ね 5 年ごとに見直しをすることとされている当該計画の更新

現状認識と課題の抽出

目標、基本方針の設定と達成に向けた具体的展開施策の体系化

一般廃棄物行政の実施にかかる基本的な考え方の明示

3 スケジュール

(1) 廃掃条例及び規則の改正

平成 25 年 10 月公布、平成 26 年 4 月施行

パブリック・コメントの実施（平成 25 年 3 月予定）

(2) 一般廃棄物処理基本計画の見直し

平成 26 年 4 月実効

パブリック・コメントの実施（平成 25 年 10 月予定）

公共施設省エネ改修の推進について

環境部環境政策課

1．現状と課題

平成 20 年 5 月にエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）が改正され、市は事業者として、エネルギー消費原単位を中長期的に見て年平均 1% 以上低減すること及び中長期計画（5 年程度の期間で実施する省エネ改修の計画書）を毎年度作成し、国に届け出ることが義務付けられた。

また、平成 24 年 3 月に策定した「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」では、本市の「エネルギー自給率向上」を目標として定めていることから、新エネルギー導入を推進するとともに、本市が率先してエネルギー使用量の継続的な低減に取り組むことが重要である。

このため、本市では、浜松市役所温暖化対策マネジメントシステムを運用することで、省エネ改修などのハード面と、節電などのソフト面の両面からエネルギー使用量の低減を図っている。今後、ソフト面での対策による効果が頭打ちになると想定されることから、省エネ改修などの対策が不可欠である。しかしながら、現在、省エネ改修の実施については、改修費用の確保を各施設所管課が個別で行っているため、中長期計画の実行性が確保できていない。省エネ法で義務付けられた「年平均 1% 以上の低減」及び「エネルギー自給率向上」を達成するためには、省エネ改修を計画に沿って確実に実施するための仕組みづくりが必要となる。

2．課題解決に向けた今後の方向性

公共施設の省エネルギー化を継続的に進めるためには、中長期計画に記載された省エネ改修に要する費用を事務局（環境政策課）が一括して確保することが必要である。

このため、温室効果ガスの主要な排出源になっている施設（以下「主要施設」という。平成 22 年度実績で 147 施設）から提出された省エネ改修計画の内容を精査し、改修効果に応じて実施年度を定めた全庁的な省エネ改修プランを作成する（「浜松市公共建築物耐震補強推進計画」と同様、施設ごとに優先順位を付けて、計画的に実施する）。

また、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の一体的な導入により、主要施設の省エネルギー化を図る。

3．今後進める事業

（1）「公共施設省エネ改修アクションプランの作成」による省エネ改修の実施

（2）ビルエネルギー管理システム（BEMS）導入促進事業

産業部

観光協会の統合について

産業部観光交流課

1 奥浜名湖観光協会の設立

(1)概要

- ・細江町観光協会、引佐町観光協会、奥浜名湖観光連絡協議会（市補助金未交付）の北区の3団体が合併し、平成24年3月27日に奥浜名湖観光協会が設立。
- ・<会員数> 45 会員（代表者所在地：細江町 6、引佐町 23、三ヶ日町 9、その他 7）
- ・<会 長> 武藤全裕（龍潭寺）
- ・<所在地> 細江町気賀 429-1 天竜浜名湖鉄道(株)気賀駅構内
- ・なお、合併協議には、三ヶ日町観光協会も参加していたが、途中、合併協議から離脱し、三ヶ日町観光協会として存続。

(2)課題

- ・新組織の財政基盤が安定する概ね3か年の間、合併支援策としての市補助金が交付されることを新組織から期待されている。また、将来にわたる新組織の財政的自立は観光協会側の大きな課題。

2 その他の地域の観光協会統合の動向

(1)天竜区

- ・天竜区の5観光協会（天竜、佐久間、春野町、水窪町、龍山）により、観光協会の統合協議を視野に入れた天竜区観光連絡協議会が平成20年度に設立。
- ・その後、大きな進展は見られない。

(2)南浜名湖

- ・平成23年度に舞阪町観光協会が近隣地域の観光協会に統合に向けた協議を呼びかけたが、大きな進展は見られない。

(3)各観光協会の現状

- ・旧市町村単位の観光協会は、行政の財政的支援なければ、事業実施はもとより組織存続が困難な財政状況である。特に公共施設の指定管理者を受託していない観光協会は顕著である。
- ・観光協会の名称でありながら、各地域における地域振興の中核的団体が多い。

環境・エネルギー産業における 地域企業のビジネスチャンスの創出について

産業部産業振興課

1 目的

近年、環境・エネルギー分野でのビジネスへの関心が高まってきており、住宅メーカー、電気機器メーカー、エネルギー事業者、IT企業など、関連業界が参入し、全国各地でスマートハウスやエコタウンの開発が行われている。また、一般家庭においても太陽光発電やヒートポンプ（エコキュートなど）が急速に普及するなど、新エネ、省エネに対する意識が高まってきている。

こうしたことから、新産業6分野のうちの環境・エネルギー産業において「低炭素型住宅」の開発、普及における地域企業のビジネスチャンスの創出を図る。

「低炭素型住宅」とは、太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器の設置やエネルギーの効率的利用に向けたマネージメントシステム（HEMS）を導入することで、CO2排出量の削減を実現する住宅のこと。

2 実施内容

本市における「低炭素型住宅」の開発、普及に向けて、大手住宅メーカーやはままつ次世代環境車実証実験協議会等との連携を図り、環境・エネルギー産業分野における地域企業の参入を促進する。

3 効果

- ・環境・エネルギー産業（新産業6分野）におけるビジネスチャンスの創出
- ・先進的な「低炭素型住宅」の開発、普及により、市民の環境意識への高揚が図られる。

4 課題

- ・「低炭素型住宅」の普及方法

市とハローワークの行政サービスの一体的実施について

産業部産業総務課

1 目的

国の出先機関廃止に向けたアクションプランの中で平成 26 年度にかけてハローワークの廃止に向けた検証や法整備がなされる方針が示された。

浜松市においては住民に最も身近な基礎自治体として、市の就労支援機能とハローワークの職業紹介等の機能を一体的に実施して「相談から就職まで一貫したサービス」を提供することにより、市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かなトータルサポートの実現を図るなかで、本市におけるハローワーク機能の一元化に向けた成果と課題の検証を行う。

2 事業内容

【就労支援との一体的実施】

内 容：障がい者や生活保護受給者等、就労意欲がありながら生活困難に陥っている者を対象として、市の個別就労支援や各種セミナーの開催等とハローワークの職業紹介サービスの一体的な提供

設置場所：本庁舎(中区) 低層階を想定 (仮称)浜松市ジョブサポートセンター

3 設置予定 平成 25 年 4 月

| | |
|------|---|
| 優先順位 | 3 |
|------|---|

企業の津波避難施設整備に対する支援制度の構築について

産業振興課

1 目的

- ・ 民間企業が設備投資と併せて行う津波避難施設の整備等に対して助成を行うことにより、企業も含めたオール浜松体制での津波避難施設の整備を進める。

2 助成対象

対象範囲

浜松市暫定津波対策範囲（安政東海地震浸水域 + 2km）

対象施設

- ・ 社屋、工場、倉庫等の新增設（設備投資）等に併せた津波避難施設の整備
- ・ 社員及び地域住民の安全安心を確保するための屋上避難施設等

対象者

企業

補助額

避難施設を含む設備投資額の一定割合。補助額には上限を設定。

対象施設や補助額、上限額等については、今後の制度設計の中で検討する。

3 課題

- ・ 危機管理課の支援策との区分けと整合
- ・ 支援制度の実施時期と周知期間
- ・ 支援制度の終期設定

都市整備部

市営住宅集約建替事業について

都市整備部住宅課

1 目的

市営住宅(6,280戸)の約5割は、1980年(昭和55年)以前の建設であり、特に中区市街地中心部において、高経年化、老朽化による居住環境の悪化が懸念されている。

また、少子・高齢社会の進展、環境問題の増大など社会的要請への対応や、効率的な管理、資産の有効活用を図るためにも計画的な整備・改善が急務となっている。

これらの問題を解消するため、平成23年度に策定した市営住宅ストック総合活用計画に基づき、既存の老朽化した団地の効果的、効率的な集約建替を行う。

2 事業概要

市の中心地区に位置する松城団地、富塚(CB)団地、富塚(向平)団地、鹿谷(市立東)団地、鹿谷(亀山)団地、鹿谷(真向坂)団地について、集約建替を行う。

集約に向けた基本計画の策定を行うとともに、効果的、効率的な建替えを行うため、民間活力(PFI方式など)を取り入れた事業手法を検討する。

集約建替に伴い団地内に福祉支援施設を取り入れ、高齢入居者などへの居住支援サービス提供等を行う。

集約による余剰地については、普通財産に移管し、民間事業者等へ売却する。

3 事業効果

住宅に困窮する者に対する居住の安定の確保

ユニバーサルデザイン化による少子・高齢化への対応

世帯規模に適した住戸の提供

福祉支援サービスの提供による生活の安心安全の確保

資産の有効活用(集約化による余剰地の売却)

遠州灘海浜公園（篠原地区）整備について

都市整備部公園課

1 これまでの経緯

- ・平成 17 年度、新水泳場（約 3.5ha）の整備に着手。
- ・平成 19 年度、地域の代表者と検討会（ワークショップ）を行い、水泳場の南北区域（約 8.7ha、以降「南北区域」という。）について基本計画を策定。
- ・平成 20 年度、南北区域の用地取得に着手。
- ・平成 21 年 2 月、新水泳場（トビオ）が完成。
- ・平成 23 年度末の用地取得進捗率は約 96%、平成 24 年度完了見込み。
当地区については、浜松西地域協議会から早期整備の強い要望がある。一方、東海・東南海・南海の三連動地震による防災対策が喫緊の課題となっている。

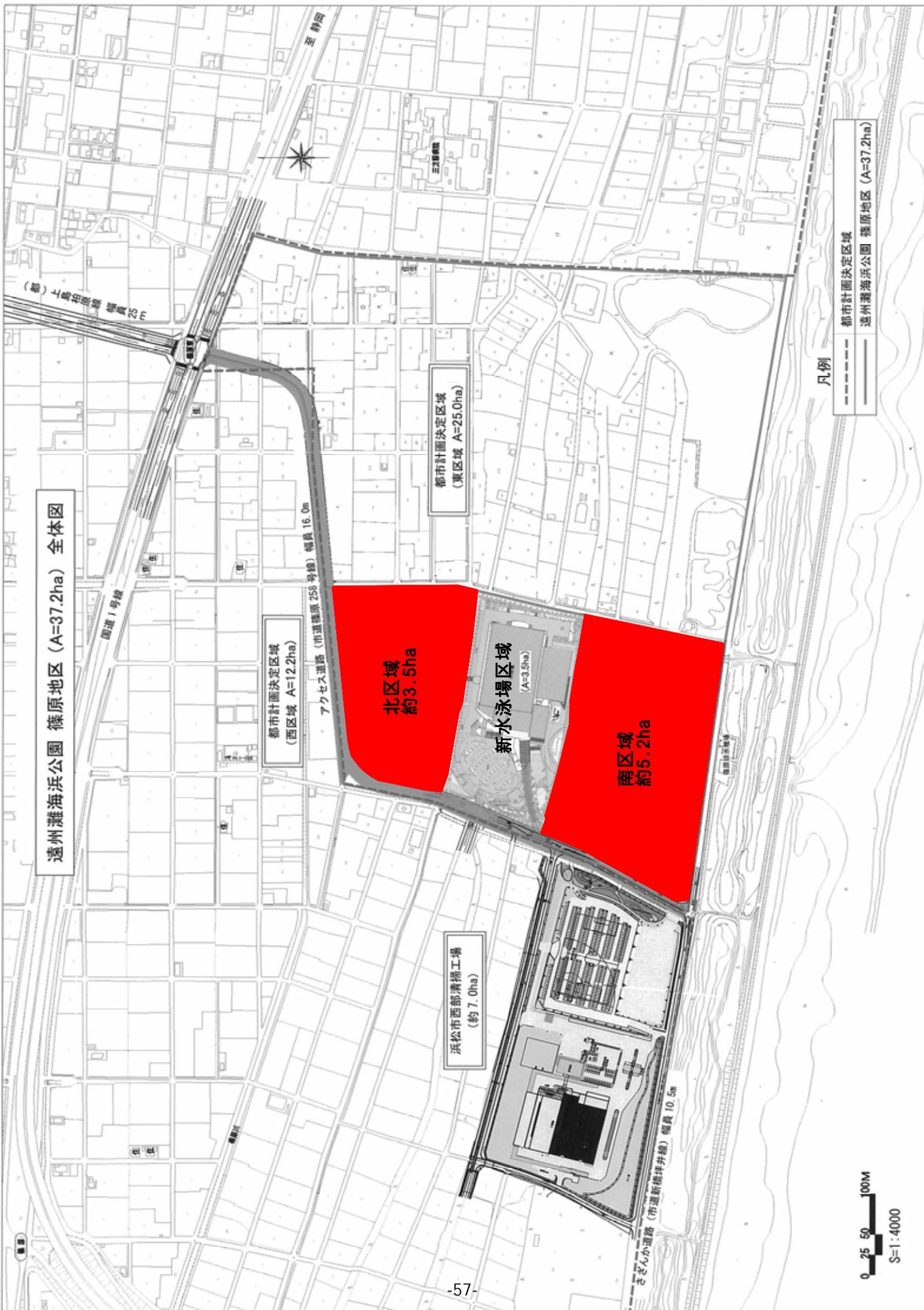
2 今後の方針

- ・基本設計に着手。
- ・県から示される第 4 次地震被害想定の結果を元に、必要に応じ津波対策などの防災施設を設計に盛り込む。（施設の配置・規模等については、危機管理課と連携し検討する。）

3 その他

篠原地区の残る東側区域（約 25ha）については、県営野球場などのスポーツ施設の設置を主体とした整備を進め、市の整備区域と一体となった県民憩いの場、スポーツ・レクリエーションの拠点として早期事業化を図るべく、県への要望や働きかけを継続している。

遠州灘海浜公園 篠原地区 (A=37.2ha) 全体図



都市計画決定区域
(西区域 A=12.2ha)

都市計画決定区域
(東区域 A=25.0ha)

北区域
約3.5ha

新水泳場区域
(A=3.5ha)

南区域
約5.2ha

浜松市西部清掃工場
(約7.0ha)

凡例
--- 都市計画決定区域
--- 遠州灘海浜公園 篠原地区 (A=37.2ha)

0 25 50 100M
S=1:4000

土木部

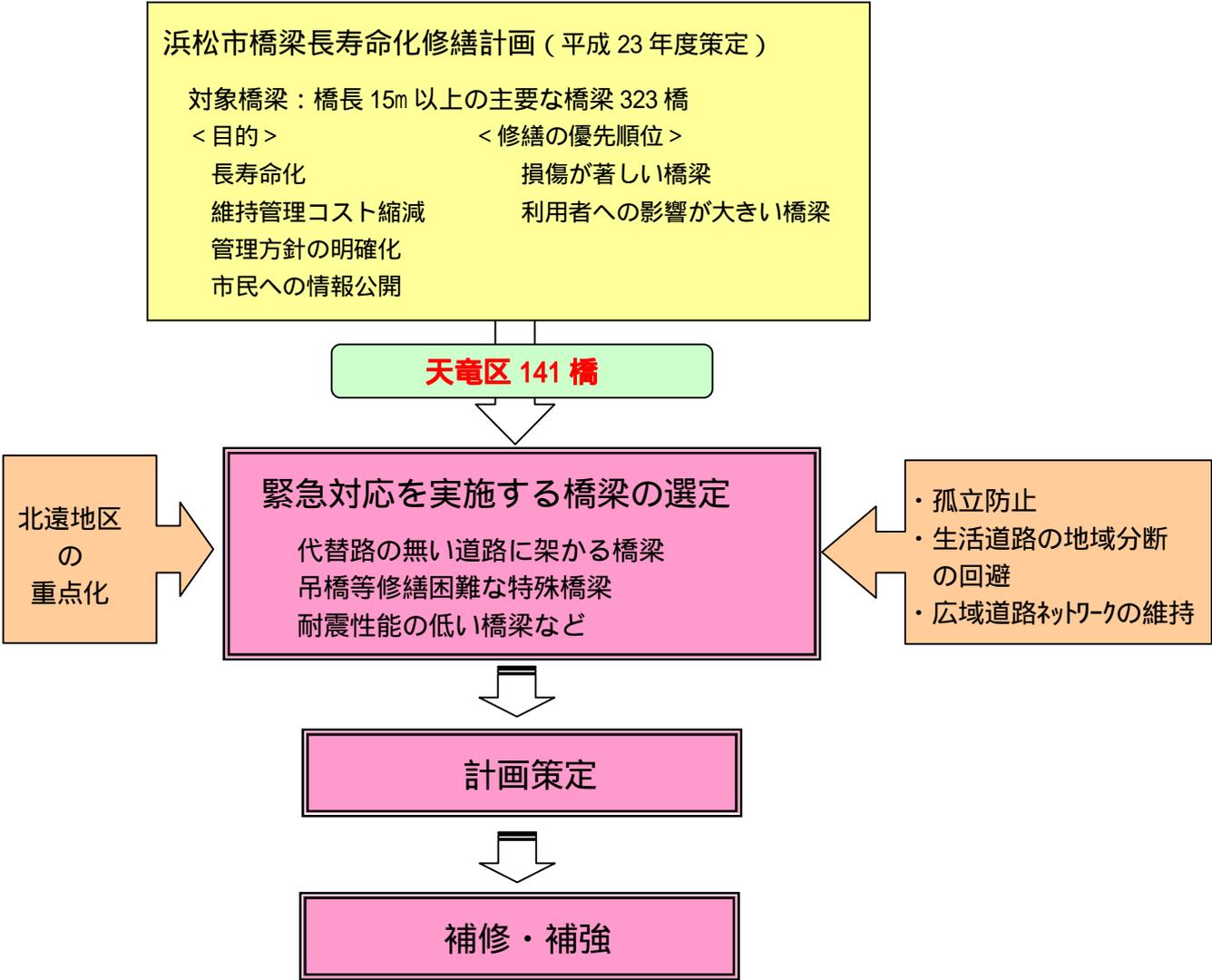
北遠地域橋梁補修補強計画について

土木部 道路課

1 現状と課題

北遠地域は急峻な山地形となっており、一級河川天竜川をはじめとする多くの河川が流下している。集落は河川により形成された谷間や尾根線近くのやや緩傾斜斜面に位置し、これら集落を連絡するよう道路が走っている。地形的な制約からその道路の多くは狭く、また特に谷沿いに発達した集落では、他地区と連絡する地域の生活を支える代替性の無い唯一の道路となっている場合が多い。したがって、既存道路ネットワークの分断は、地域の分断、集落の孤立等に直結し、地域社会に与える影響は極めて大きい。

損傷による通行規制や地震により落橋が生じた場合に地域分断や孤立集落が想定される橋梁に着目し、以下の要領にて早急に緊急対応を実施する橋梁を選定し、北遠地域橋梁補修補強計画を策定する。



暫定津波対策範囲内の橋梁調査に伴う橋梁耐震対策について

土木部 道路課

1 事業の目的

東海・東南海・南海地震の三連動型地震により想定される津波からの避難については、暫定津波対策範囲における津波避難施設整備方針（案）が示され、避難経路の安全確保が重要な課題となっている。

特に沿岸部などの地域においては、避難経路における橋梁の耐震対策を早急を実施する必要がある。そこで津波避難ビルや津波避難タワー・マウンド、内陸部への避難経路の安全性を高めるための短期的な対策として、津波避難時に重要となる優先対策橋梁を選定し、落橋防止システムの設置を実施していく。

2 課題に向けた今後の方向性

落橋防止対策事業（落橋防止システムの設置）の実施

暫定津波対策範囲内の橋梁調査結果として 462 橋の未対策箇所が判明



避難利用度が高く * 近隣に迂回路のない路線の抽出

たとえば人口密度が高い地域から避難が集中する路線をいう。



優先対策橋梁の選定の考え方（詳細は別紙）

津波避難ビルや津波避難タワー・マウンド、内陸部への避難経路を踏まえながら、橋梁の被災により通行できなかった場合、避難が困難となる地域や箇所を優先する。

上下水道部

| | |
|------|---|
| 優先順位 | 1 |
|------|---|

総合的な汚水処理の見直しについて

上下水道部下水道工事課・お客さまサービス課

1 現状

下水道ビジョンに基づき、下水道と合併処理浄化槽との役割分担を明確にする中で、平成30年度までの普及率の目標を82%（汚水衛生処理率90%）とし、総合的な汚水処理を推進している。事業実施にあたっては、住民の意向調査を行い効率的な整備を進めているところである。

また、事業効果を高めるための水洗化率（下水道への接続）向上については、平成30年度末95%の目標を前倒していく必要がある。

2 方針

従前の合併処理浄化槽との費用比較手法を見直すとともに、新たな手法も加えて、汚水処理の棲み分けを明確にする。

平成30年度までの公共下水道普及率を見直し、今後は合併処理浄化槽と合わせた汚水衛生処理率を目標値とする。

水洗化率向上については、これまでの勧奨に加え、面談の機会を増やす方策として、夜間・土日の訪問による面談を平成24年度より2カ年間委託化する。

（普及率・水洗化率・汚水衛生処理率の推移） （単位：％）

| 区分 | | H17 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H30 |
|---------------|---------|------|------|--------|--------|------|------|--------------------------------|
| 普及率 | 下水道ビジョン | | 77.4 | 78.1 | 78.8 | 79.5 | 80.0 | 82.0 |
| | 実績(見込) | 71.4 | 78.1 | 78.6 | (78.8) | | | |
| 水洗化率 (接続率) | 行政経営計画 | | 93.1 | 93.4 | 93.6 | 93.8 | 94.1 | 95.0 |
| | 実績(見込) | 90.6 | 93.2 | 93.5 | | | | |
| 汚水衛生 処理率 | 環境基本計画 | | 78.0 | 81.0 | 82.0 | 83.0 | 84.0 | 90.0 <small>下水道ビジョン</small> |
| | 実績(見込) | 71.5 | 80.0 | (81.0) | | | | |

$$\text{普及率} = \frac{\text{公共下水道供用開始区域内人口}}{\text{行政人口}}$$

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{公共下水道接続人口}}{\text{公共下水道供用開始区域内人口}}$$

$$\text{汚水衛生処理率} = \frac{\text{合併処理浄化槽人口} + \text{公共下水道接続人口} + \text{農集排処理人口}}{\text{行政人口}}$$

西遠流域下水道移管に係る課題等について

上下水道部上下水道総務課・下水道工事課

1 現状

浜松市の下水道処理人口の70%（約44万人）が使用している西遠流域下水道は、平成27年度末に浜松市の公共下水道へ移管されることとなっている。

移管までの整備計画は、西遠浄化センター施設の処理能力200,000t（日最大）までの増設や馬込幹線の二条目の管（延長8.47km）の建設などとなっており、現状計画通りに進捗している。

2 課題等

(1) 西遠浄化センターの津波対策

津波対策については、県要望でも行っているところであるが、内閣府の有識者会議で津波高（南区沿岸部：14.8m）が示されたことに伴い、それに対応し得る対策が急務となっている。

(2) 資産及び県債の取扱い（移管時の残高見込み 元金：126億円、利子：30億円）

資産及び県債の移管方法

ア 資産を無償で譲り受け、県債をそのまま承継する

イ 資産を有償で譲り受けるため、市が新たな借入れを起こして県に支払い、県がそれを財源に繰上償還する

メリット・デメリット

| 区分 | ア 債務承継の場合 | イ 繰上償還及び借換の場合 |
|-------|-----------------------|------------------|
| メリット | 市：交付税算入率が高い(44%～100%) | 下水道：利子負担が少ない |
| デメリット | 下水道：利子負担が大きい | 市：交付税算入率が低い(30%) |

検証

市全体として考えた場合、借換えした場合の利子負担軽減メリット(3億円)よりも、債務承継した場合の交付税算入メリット(53億円)の方が大きい。

(3) 資産台帳の整備

県は特別会計のため、資産台帳が整備されていない。企業会計への移行に際しては、資産台帳の整備が必須のため、県に対し平成25年度末を目途に整備を促す。それを受けて平成26年度以降に次期財政計画(27年度～)を策定し、必要に応じて下水道使用料を改定する。

3 今後の方向性

引き続き県との協議を進めるとともに、先行移管都市である静岡市(平成24年度末)、磐田市(平成26年度末)と情報共有する中で、課題等の解決に努める。

東 区

浜松！家康公ゆかりの里について

東区役所区振興課

【政策提案】

「浜松！家康公ゆかりの里」として、東区中郡町の鈴木家（古独礼庄屋）屋敷跡地を「出世の街・浜松」のシンボルである浜松城と連携を取って、全国にPRできる観光スポットにしていく。

【提案理由】

東区中郡町の鈴木家（以下鈴木家）は、古くからの独礼庄屋であり、このほかに高林家（東区有玉南町）、山下家（東区笠井町）、岡部家（中区東伊場）が、この地方の古独礼庄屋である。

この四家のうち鈴木家は最も格式が高く、家康公は鈴木家に万斛組といわれる組織を編成させ、代官としての役割を担わせていた。また、四家のうち三家が東区にあったことから、「家康公ゆかりの里」と位置づけていく。

【東区事業との連携】

歴史街道文化振興事業、東区俳句の里づくり事業との連携を図る。

東区内にある数々の家康公伝説との連携を図る。

甘露寺...家康公が名づけた「未開紅甘露梅」。

有玉神社...家康公が大坂の役で勝利を納め、愛馬を奉納したと由来される流鏑馬。

龍泉寺...家康公が戦略を授かった阿弥陀堂があり、寺紋は三つ葉葵。

大菩薩坂...武田信玄公が大軍を率いて通ったところ。

【交通アクセス】

鈴木家は、敷地面積 14,061 m²（4,254 坪）あり、すぐ西側には遠州鉄道線の西ヶ崎駅、北側には、浜松環状線があり、東名高速道路の浜松IC、浜松西IC、新東名高速道路の浜松浜北ICからもアクセスしやすい位置にある。

【今後の取り組み】

積志地区自治会連合会並びに鈴木家屋敷跡地活用準備会や公園課とも協議し、今後の活用方法を検討していく。

東区公共交通活用による地域活性化施策について

東区区振興課

【政策提案】

東区は、JR 東海道、遠州鉄道、東名高速道路が結節し、それらを快適に利用するためにソフト・ハード両面から整備を進めている。このような中、環状路線バス実証運行や環状線道路等の整備により、安全性や利便性を享受できる環境が整備される時期にあわせ、地域に密着した公共交通の活用を推進する事業展開により、地域の活性化を図る。

【提案理由】

JR 天竜川駅と遠鉄上島駅を結ぶ環状路線バスの実現と同時期に整備が予定されている JR 天竜川駅周辺整備により、東区内に新しい人の流れが発生する。

これにより環状路線バスを含む公共交通の利用者増加が見込まれ、東区内外から東区にある商業施設や句碑群や旧家跡、東海道や姫街道等の魅力ある文化・歴史的資源への誘客を促すことが可能となる。

さらに、環状路線バスが、地域住民の足として利便性、安全性が高いことがアピールできることにより、公共交通の積極的な活用による交通事故件数の減少が期待できる。

【今後の取り組み】

地域観光振興事業

東区内にある句碑群や旧家跡、東海道や姫街道等の魅力ある文化・歴史的資源を観光資源として活用するとともに、環状路線バスや JR 東海、遠州鉄道等の公共交通を活用した安全性の高い地域観光として市内外に発信する。また、地域の住民を観光ボランティア等として育成・活用する。

- ・公共交通事業者（JR 東海、遠州鉄道）との連携によるツアー商品開発
- ・文化・歴史的資源、観光資源の発掘及び施設整備事業
- ・観光ボランティア等の育成事業及び人材バンク事業
- ・地域事業者との連携による地域観光関連商品等の開発

環状路線バス活用推進事業

東区内の大型商業施設におけるパークアンドライドやサイクルアンドライドの実施や、公共交通事業者と事業者の連携によるサービス（お帰りキップ等）を展開することで、環状路線バスの利用促進と地域への定着を推進し、採算性のある路線となるような支援を実施する。

フットサルチーム「アグレミーナ浜松」を活用した地域振興について

東区 区民生活課

【政策提案】

2012年6月より浜松アリーナを本拠地としたフットサルチーム「アグレミーナ浜松」が日本最高峰のフットサルリーグ F リーグに参戦する。浜松アリーナがある浜松市東区で、「アグレミーナ浜松」のホームタウンとしての地域意識の醸成を行っていく。「アグレミーナ浜松」を活用したソフト事業を展開し、地域の一体感を育んでいく。

【提案理由】

多くの政令指定都市は、野球・サッカーの日本における2大プロスポーツのいずれか、もしくは両方のチームがホームタウンとしており、郷土愛・地域の連帯感の醸成に寄与している。

浜松市は、以前よりフットサルの盛んな地域で、天竜区で開催されている LigaTenryu は、F リーグ開催以前は国内最高峰のリーグの一つであった。本市においても、老若男女、多くの市民が、浜松アリーナや公民館を始め、民間施設などさまざまな場所でフットサルを楽しんでいる。F リーグは、日本最高峰のフットサルリーグであるが、サッカーや野球などと比べ、市民の認知度は高くない。当面の課題としては、フットサル、F リーグ自体の認知度の向上が必要であり、東区内で、「アグレミーナ浜松」を浸透させ、地域の協力を得ることが必要である。

【今後の取り組み】

課題として挙げられるフットサル及びF リーグの認知度向上のため、公民館、小・中学校と連携した事業を行う。

公民館などで、F リーグやフットサルの魅力を紹介する講座、フットサルを実際にやってみる講座、試合の応援の仕方をガイド付きで実際の試合を見ながら教えてもらう講座をパッケージにした体験学習を開催し、親子でフットサルに親しみ、かつ、チームのファンになってもらえるような講座を展開する。

次に、「アグレミーナ浜松」のホームタウンとしての意識醸成に資する事業として、天竜川駅～浜松アリーナ～子安交差点あたりまでの協力していただける個人、事業者の住宅や店舗の軒先や防犯灯などに「アグレミーナ浜松」のチーム・フラッグなどを飾る。

地域との協力体制を形成するために、「アグレミーナ浜松」と地域との橋渡しを積極的に行う。東区の自主事業や地域力向上事業、その他地域で開催されるイベントに、「アグレミーナ浜松」の選手を招待するなど、草の根の活動を行っていく。

上記事業を通じて事業を展開する中で、新しい人と人との出会いを創出し、さらに、地域から新しい地域活性化に資する事業が生まれてくるような動きにつなげ、地域の一体感を育んでいく。